# 規制・制度改革に関する分科会 第二次報告書 (第四分冊)

平成 23 年 7 月 21 日 規制・制度改革に関する分科会

### 目 次

### (第四分冊)

4.	アジア経済戦略、	金融等分野
┰.		314日本マナノナギド

4 — 1. 人材分野
(1) 人材分野における改革に向けた基本的考え方・・・・・・・・・・1
(2) 各府省庁が取り組む規制・制度改革事項
① インターナショナル・スクールに関する制度の改善・・・・・・・・2
② 高度外国人材が両親を帯同させることができる制度の整備・・・・・・3
③ 海外大学新卒者への在留資格認定証明書交付手続の迅速化・・・・・・4
<ul><li>④「パッケージ型インフラの海外展開」に対応した、在留資格「研修」の見直し ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li><li>⑤ 我が国の介護福祉士の国家資格を取得した外国人が就労可能となる制度の整備・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>
⑥ 在留資格「投資・経営」の基準の明確化・・・・・・・・・・・10
⑦ 査証の発給要件の見直し等・・・・・・・・・・・・・・・11
4-2.物流・運輸分野
(1)物流・運輸分野における改革に向けた基本的考え方・・・・・・・・・13
(2) 各府省庁が取り組む規制・制度改革事項
① リターナブルパレット等の関税免除手続の改善・・・・・・・・・14
② 認定事業者 (AEO) 制度の改善・・・・・・・・・・・15
③ 営業区域外における通関業務の取扱いの緩和・・・・・・・・・・17
④ 経済連携協定に基づく特定原産地証明制度の利便性の向上・・・・・・19
⑤ 45 フィートコンテナ運送に係る環境整備・・・・・・・・・・・21
⑥ 国際コンテナの国内利用の促進・・・・・・・・・・・・・・22
⑦ 水先制度の改革・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
⑧ 安全保障貿易管理制度における該非判定の事前相談制度の利便性の向上・・25
⑨ 法令遵守優良企業による海外グループ会社に対する貨物の輸出等に係る許可の手続の簡素化・・・・・・・・・・・・・・・・・26

⑩ 航空交渉の多国間化・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
① 空港運営の在り方の見直し・・・・・・・・・・・・・28
① 空港発着枠の配分への市場メカニズムの導入・・・・・・・・・30
13 ビジネスジェットの利用促進に資する規制の見直し・・・・・・・・31
① CIQの合理化・・・・・・・・・・・・・・・・・・33
⑤ 国際航空協定に関する独占禁止法適用除外制度の見直し・・・・・・34
⑯ 米国、欧州等先進国との航空機材、乗員資格等に関する相互承認の推進・・36
① 沿海航行区域の拡大・・・・・・・・・・・・・・・・37
18) 海上交通安全法航路における制限速力の見直し・・・・・・・・・38
⑲ 内航旅客船の船舶検査制度の見直し、簡素化・・・・・・・・・39
⑩ 空港の容量拡大、機能強化のための取組・推進・・・・・・・・・40
, .,
4 — 3.金融分野
(1)金融分野における改革に向けた基本的考え方・・・・・・・・・・41
(2) 各府省庁が取り組む規制・制度改革事項
<ul><li>① 社債市場の活性化及び国際化の推進(社債以外の債務に付与されるコベナンツ情報の開示)・・・・・・・・・・・・・・・42</li></ul>
② 社債市場の活性化及び国際化の推進(社債管理者の設置)・・・・・・42
③ デリバティブ取引規制の運用(清算機関(CCP)・取引情報蓄積機関制度の 細目の検討)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・43
④ 金融商品取引法に基づく単体財務諸表開示の簡素化・・・・・・・・43
⑤ 有価証券報告書提出銀行の場合の決算公告の免除・・・・・・・・・44
⑥ 政策金融機関等の私的整理時における債権放棄の制度構築・・・・・・・45
⑦ 協調リースの集団投資スキーム持分の適用除外要件の明確化・・・・・・46
⑧ 異種リスクの含まれないイスラム金融に該当する受与信取引等の銀行本体への解禁・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・46
⑨ 銀行の子会社の業務範囲の拡大(リース子会社等の収入制限の緩和)・・・47
⑩ 企業グループの組織再編に資する規制の見直し (1)保険契約の包括移転に係る規制についての検討 ・・・・・・・48
① 企業グループの組織再編に資する規制の見直し (2)保険募集人等の委託の在り方の見直し・・・・・・・・・・49

① 貿易保険関連分野(取引信用保険)における民間事業者の事業機会拡大(再保険の引受け)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・50
① 投資法人における「減資」制度の導入・・・・・・・・・・・5
4-4. I T分野
(1) I T分野における改革に向けた基本的考え方・・・・・・・・・・52
(2) 各府省庁が取り組む規制・制度改革事項
① 道路占用手続における引込線の取扱いの明確化・・・・・・・・・54
② 河川占用申請書・港湾占用申請書の申請様式の統一化、電子化・・・・・55
③ 国立公園の景観対策に関する許可基準の周知・徹底・・・・・・・・55
④ 河川占用標識板の掲示義務の一部緩和等・・・・・・・・・・・58
⑤ 公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドラインの見直し・・・・・58
⑥ 光ファイバーケーブルの部分開放ルールの整備(引込区間の開放)・・・・59
⑦ 有線電気通信法における設置手続の簡素化・電子化・・・・・・・・60
⑧ 有線電気通信法における卸供給事業者の扱いの改善について・・・・・・6
⑨ 電気通信分野におけるユニバーサルサービスの考え方の基本的転換・・・・62
⑩ IP電話の品質基準の見直し・・・・・・・・・・・・・・・63
① 固定電話における番号提供条件(番号区画)の見直し・・・・・・・・64
① 無線IP電話への電話番号付与の実現・・・・・・・・・・・・64
① 携帯電話の番号要件に係るNTT東西との直接接続条件の見直し・・・・・65
⑭ 無線局免許状の管理・保管の負担軽減・・・・・・・・・・・・・・・65
① 無線局の設置場所についての記載方法の簡素化・・・・・・・・・・60
⑪ 無線局の開局目的の簡素化・・・・・・・・・・・・・・・・60
⑪ 携帯電話エリア整備事業(伝送路)における各種申請手続の簡素化・・・・67
<ul><li>18 携帯電話の効率的エリア拡充に向けたネットワークシェアリングのためのルール整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>
<ul><li>⑩ 電波の医療機器への影響に関するガイドラインにおける携帯電話分類の明確化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>
⑩ 航空機に搭載された無線装置の定期検査の簡素化・・・・・・・・・70
② 船級協会が交付する条約証書の裏書業務の追加・・・・・・・・・・ 71

② 学術用途における権利制限の在り方の検討・・・・・・・・・・・72
② 自動車関連情報のIT化・・・・・・・・・・・・・・73
②4 ITの活用による都市開発のワンストップ化・・・・・・・・・74
4-5. 住宅・土地分野
(1)住宅・土地分野における改革に向けた基本的考え方・・・・・・・・75
(2) 各府省庁が取り組む規制・制度改革事項
① 老朽化建築物等の建替えに資する建築規制の緩和・・・・・・・・・77
② 借地借家法における正当事由制度に関する情報提供・・・・・・・・79
③ 民間事業者による開発に併せた公共施設整備等の促進のためのインセンティ ブ拡充・・・・・・・・・・・・・・・・・・・81
④ 都市開発事業を対象とした道路空間への建築制限の緩和・・・・・・・82
⑤ 老朽再開発ビルの再々開発事業に向けた環境整備・・・・・・・・83
⑥ 特例容積率適用地区の拡大・・・・・・・・・・・・・84
⑦ 構造計算適合性判定の対象範囲の見直し・・・・・・・・・・85
⑧ 自動車整備工場に対する建築基準法の用途地域ごとの面積制限の緩和・・・86
⑨ 建築物の仮使用承認手続及び完了検査制度の見直し・・・・・・・・88
⑩ 環境に配慮した鉱業法制の見直し・・・・・・・・・・・・90
4-6. その他分野
① 食品添加物の指定手続の簡素化・迅速化・・・・・・・・・・・92

#### 4. アジア経済戦略、金融等分野

#### 4-1. 人材分野

(1) 人材分野における改革に向けた基本的考え方

#### (基本認識)

- 景気の低迷や少子高齢化に伴って閉塞感すら漂っている現在の我が国の社会・経済情勢においては、世界各国とのヒト・モノ・カネの流れを円滑化しつつ、我が国企業・産業の競争力を強化することにより、社会・経済の活性化とそれによる国民生活の向上を目指し、我が国の活力を取り戻していくべきである。
- 〇 その方策の一つとして、我が国の社会・経済の活性化への貢献が期待 される外国人材を活用することが重要であり、このような外国人材の発 想・能力・経験を幅広く活用することにより、社会・経済・文化といっ た様々な分野におけるイノベーションの惹起が期待される。

(改革の方向性)

#### 〇 就労環境等の整備

我が国での滞在に適さない外国人の増加や、在留資格制度の悪用といった弊害に配慮しつつも、真に我が国の社会・経済の活性化への貢献が期待される外国人材の活用に資するという観点から、他国に後れることなく、在留資格の整備を含めた外国人材が就労しやすい制度の整備を推進していくべきである。

#### 〇 生活環境等の整備

外国人材の活用という観点から、他国に後れをとることのないよう、 外国人材の受入れの際の手続の簡素化、その家族も含めて外国人材が安全・安心な生活を送れるような環境の整備を推進していくべきである。

### (2) 各府省庁が取り組む規制・制度改革事項

### 【その他(人材) ①】

	,
規制・制度改革事	インターナショナル・スクールに関する制度の改善
項	
規制・制度改革の	・ 各種学校の設置認可の弾力的な取扱いを促すよう措置を
概要	講じる。<平成 23 年度措置>
所管省庁	文部科学省
当該規制・制度改	〇 新成長戦略に記載のある「研究者や専門性を必要とする
革事項に対する	職種の海外人材が働きやすい国内体制の整備」の観点か
分科会・WGの基	らも、高度外国人材が就労する国を選択するに当たって
本的考え方	重要視する子弟の教育環境の整備は必要不可欠であり、
	新しいインターナショナル・スクールの創設等も必要と
	なる可能性がある。そのような環境下において、各種学
	校設置認可基準について、特に基本財産や運用財産の要
	件のクリアが難しい。
	〇 平成 19 年 12 月 25 日付で各種学校の設置認可の弾力的な
	取扱いが可能となる旨の通達が出されているが、実際に
	はそのように取り扱われていない地域もあり、無認可校
	のままのインターナショナル・スクールも少なくない。
	その結果、税制の優遇措置や助成金の交付、生徒・児童
	に対しての通学定期の便宜の供与等が受けられず、学校
	の運営や生徒・児童の生活に影響を与えている。
	〇 校地校舎の自己所有要件は、最終的には各都道府県が判
	断するものであることは理解するが、①実際には弾力的
	に取り扱われていないことも多いこと②高度の知識・技
	術等を有する高度人材の受入れを推進することに伴い、
	我が国で就学する子弟も増えると予測されることも踏ま
	え、弾力的な取扱いを、より促す通達を出す等、所要の
	措置を講じるべきである。

# 【その他(人材) ②】

規制·制度改革事 項	高度外国人材が両親を帯同させることができる制度の整備
規制・制度改革の 概要	・ 在留資格「家族滞在」の対象にするなど配偶者・子供に加え、高度外国人材本人あるいは配偶者の両親を含め、
	帯同させることができるようにすることについて検討 し、結論を得る。<平成23年度検討・結論>
所管省庁	法務省、厚生労働省
当該規制・制度改	〇 新成長戦略に記載のある「研究者や専門性を必要とする
革事項に対する	職種の海外人材が働きやすい国内体制の整備」の観点か
分科会・WGの基	らも、我が国での出産や育児等のために高度外国人材本
本的考え方	人あるいは配偶者の両親を含め、帯同させることができ
	るようにするべきである。
	〇 我が国においても、夫婦とその子供に加え夫婦の両親が
	同居するといった形態は特殊なものではなく、在留資格
	「家族滞在」に両親を含めることができない理由が不明
	確である。日本人の労働市場に関する問題は、就労制限
	を設定することによりクリアできると考える。
	〇 なお、両親帯同の目的が我が国での出産・育児・介護等
	であることから、帯同できる両親は高度人材本人の両親
	に加え、その配偶者の両親も含めるべきである。

# 【その他(人材) ③】

規制・制度改革事	海外大学新卒者への在留資格認定証明書交付手続の迅速化
項	
規制・制度改革の	・ 海外の大学を卒業する外国人学生についても、卒業見込
概要	証明書の提出で、在留資格認定証明書の交付審査を開始
	し、その他の要件が満たされていれば、卒業証明書の提
	出をもって在留資格認定証明書を発行することについて
	検討し、結論を得る。<平成 23 年度検討・結論>
所管省庁	法務省
 当該規制·制度改	
革事項に対する	を申請する際、卒業証明書の提出が必要であり、さらに、
分科会・WGの基	在留資格認定証明書の交付を受けてから査証の発給申請
本的考え方	を行わなければならず、卒業から就労開始までに数か月
-T-HJ /J /C/J	を要する場合がある。そのため、受入企業の円滑な採用、
	研修、事業活動の支障となり、待機を余儀なくされる当
	該学生の負担にもなっている。
	〇 日本に留学する外国人学生については、卒業後の円滑な
	就職につながるよう、卒業見込証明書を提出することで
	在留資格変更の審査が開始されている。海外の大学を卒
	業する学生についても、同様に取り扱うことによって、
	在留資格認定証明書の交付が迅速に行われ、海外の優秀
	な人材の円滑な就職が可能になる。
	○ 卒業見込証明書が発行されていても実際には卒業できな
	い場合がある、卒業証明書の追加提出があるまで行政側
	が処分の保留をすることになる、といった懸念について
	は、日本に留学する外国人学生についても同様である。
	円滑な行政運営・行政サービスに支障を来すという懸念
	についても、日本に留学する外国人学生については卒業
	見込証明書の提出によって審査が開始されており、処分
	の保留等が具体的にどのような支障につながるのかが不
	明確である。
	○ 海外の大学が卒業見込証明書を発行する基準は多様であ
	ると考えられるが、最終的には卒業証明書の確認をもっ
	て在留資格認定証明書を交付するのであれば、卒業見込
	証明書は暫定的なものであっても他の書類の審査を開始

すべきである。	
7 1 C C W W 0	

### 【その他(人材) ④】

	T
規制・制度改革事	「パッケージ型インフラの海外展開」に対応した、在留資格
項	「研修」の見直し
規制・制度改革の	・ パッケージ型インフラの海外展開のために、現地のパー
概要	トナー企業から人材を受け入れる企業により行われる研
	修が適正かつ円滑に実施できるよう関係省庁間で協議の
	上、「非実務研修」の範囲を具体的に例示し、公表する。
	<平成 23 年度措置>
所管省庁	法務省、厚生労働省
当該規制・制度改	〇 新成長戦略に盛り込まれた「パッケージ型インフラ海外
革事項に対する	展開」を効果的・効率的に実施する観点から、在留資格
分科会・WGの基	「研修」において実施できる研修に、国若しくは地方公
本的考え方	共団体の機関又は独立行政法人が自ら実施する研修等に
	加え、「パッケージ型インフラ海外展開」のために現地の
	パートナー企業から人材を受け入れる企業による実務研
	修も含めるべきである。
	〇 平成 22 年7月の出入国管理及び難民認定法等の改正以
	前は、このような人材は在留資格「研修」で来日し、日
	本企業と労働契約は締結せず、傷害に備えて海外旅行保
	険等に加入していた。ところが、7月以降は在留資格「技
	能実習」で来日し、日本企業と労働契約を締結し、各種
	保険に加入することが必要となっている。行っている活
	動は同じにも関わらず、受け入れる日本企業の負担が大
	幅に増加しており、パッケージ型インフラを海外に積極
	的に輸出しようという政府の方針に合致しない。また、
	このような負担は現地のパートナー企業に振らざるを得
	ないが、他国との競争においてはマイナス要因の一つに
	なる。
	〇 水・石炭火力発電・送配電・原子力・鉄道・リサイクル・
	宇宙産業等の分野において、パッケージ型インフラとし
	て海外展開する場合、現地パートナー企業の技術者が、
	母国での技術指導やシステム・マネージメント等のため
	に、我が国にあるオペレーションセンター等のシステム
	管理の現場で研修を受けることが重要である。その際に
	は座学だけでなく、現場で、座学等で習得した知識をも

- って実務を行うことが必要不可欠である。また、この研修の効果を上げるためには、日本人の優秀なスタッフがつきっきりで面倒を見る必要がある。言葉の問題等もあり、非常に負担のかかるものである。これに加え、新たに雇用契約や保険加入を必要とすることは、我が国企業のパッケージ型インフラの海外輸出への意欲を減退させるものである。
- ○「人材受入れが実務研修を伴うものである場合は、実務を伴う研修について在留資格「技能実習」ではなく在留資格「研修」により受入れを認めることとすることは、平成 22 年7月より施行されている出入国管理及び難民認定法の改正の趣旨に鑑み困難である」との意見もあるが、国、地方公共団体の機関又は独立行政法人が自らられている。我が国の発展に貢献する「パッケージ型インフラ」関係の対象業種を絞り込んだ上で、実務研修の内容・必要性等を公的機関が審査し、その正当性が証明された場合には公的研修同様、在留資格「研修」を付与し、実務研修を認めるべきである。
- 〇 在留資格「技能実習」で受け入れた場合には実務研修は 実施できるが、受入企業は研修生との雇用契約や各種保 険の加入等が求められており、そもそも現地パートナー 企業から派遣されてくる人材の受入れにはなじまない。 また、学歴・職歴によっては在留資格「技術」等が付与 されない人材である可能性もある。

# 【その他(人材) ⑤】

	<del>,</del>
規制・制度改革事	我が国の介護福祉士の国家資格を取得した外国人が就労可
項	能となる制度の整備
規制・制度改革の	・ EPAに基づき受け入れた外国人介護福祉士の就労状況
概要	や、この分野が国内人材の重点的な雇用創出分野と位置
	付けられていることも踏まえながら、EPAに基づく介
	護福祉士候補者以外の外国人が、我が国の大学等を卒業
	する等により、我が国の介護福祉士資格を取得した場合、
	介護福祉士として我が国で就労できるように在留資格を
	新たに創設することについてその可否を含め検討する。
	<逐次検討>
所管省庁	法務省、厚生労働省
当該規制・制度改	〇 同じ介護分野でもホームヘルパーであれば厚生労働省が
革事項に対する	認定した講習事業者の講習を修了すると、「講習修了者」
分科会・WGの基	と認定される「認定資格」であるため、高度な技能を持
本的考え方	っているとは認められないかもしれない。しかしながら、
	介護福祉士は「国家資格」であり、その合格率も 50%前
	後であることから、EPAに基づく介護福祉士候補生で
	なくとも、この資格を取得できるのであれば高度な技能
	を持つ人材と認定し、介護福祉士として我が国で就労で
	きるようにするべきである。
	〇 医師や歯科医師・看護師等の我が国の国家資格を取得し
	た外国人は、在留資格「医療」を付与されれば我が国で
	就労が可能であり、更に歯科医師・看護師に関しては平
	成 22 年 11 月に就労年数制限を撤廃する省令改正が行わ
	れた。新成長戦略にある「日本と世界とのヒト・モノ・
	カネ」の流れ倍増の観点から、介護福祉士においても看
	護師等と同様に我が国の国家資格を取得した外国人に関
	しては、我が国で介護福祉士として就労可能な在留資格
	を付与すべきである。
	〇 外国人に関しても介護福祉士の国家試験受験は認めてお
	り、これに合格するということは現在EPAに基づく介
	護福祉士候補生が対応に苦慮している日本語の能力や、
	我が国での介護福祉の知識が習得できていると考えられ
	ることから、我が国の国家資格を取得した者に限り、我

- が国で介護福祉士として就労可能な在留資格を付与すべきである。
- 外国人留学生の中には、我が国において介護福祉士の資格取得及び卒業後我が国での就労を希望する者もいるが、現状では該当する就労可能な在留資格がないため、 大学等での履修及び国家資格取得を断念している。
- 我が国の介護福祉士の資格を取得した者が、我が国で介護福祉士として就労することが可能となる。他方でアジア地域全体でも高齢化は急速に進んでおり、我が国での介護の手法を理解する人材を増やすことは我が国にとってもアジア地域全体にとっても有意義である。例えば、我が国の介護事業者が海外進出し、我が国で先行して培っている介護知識やノウハウを駆使し、その地域の介護分野を支える一翼を担うことも可能となる。

# 【その他(人材) ⑥】

規制・制度改革事	在留資格「投資・経営」の基準の明確化
項	
規制・制度改革の	・2名以上の外国人が共同で起業し、他に従業員がいない状
概要	況で、それぞれ役員に就任しようとする場合、当該外国人
	全員に在留資格「投資・経営」が付与できるような案件を
	具体的に例示し、公表する。<平成 23 年度措置>
所管省庁	法務省、厚生労働省
当該規制·制度改	〇 対日投資促進支援の観点から、会社設立当初においては、
革事項に対する	役員のみの形態は珍しいものではない現状も踏まえ、外
分科会・WGの基	国企業の我が国への進出の阻害要因の一つになっている
本的考え方	運用基準を緩和すべきである。1人が役員として在留資
	格「投資・経営」、1人が従業員として在留資格「技術」
	等を申請するという手法もあるが、実際の経営実態とは
	異なり、合理性に欠ける。また、このような手法をとっ
	た場合、例えば一方には家事使用人を帯同させられるが、
	もう一方には帯同させられないといった問題等も発生す
	る。
	〇 「2名以上の外国人が共同で企業する場合は、それぞれ
	の行う業務内容からみて、事業を経営する者に該当する
	か否かについて、個別に審査を行っている」と承知して
	いるが、2名以上の外国人が共同で起業し、他に従業員
	がいない状況で、それぞれ役員に就任しようとする場合、
	当該外国人全員に在留資格「投資・経営」を付与された
	ケースがあるのか。このようなケースにおいて、他の要
	件がクリアできているのであれば、当該外国人全員に在
	留資格「投資・経営」を付与すべきであり、あわせてそ
	の旨を明示すべきである。

# 【その他(人材) ⑦】

1941 41 英元女士	本記の改め亜州の日本上等
規制・制度改革事   項	査証の発給要件の見直し等
規制・制度改革の	・ 時代の状況や査証発給実務の実態を踏まえ、発給要件の
概要	見直し、一部の査証発給に要する期間の適正化及び相談
	窓口対応の向上など、査証発給を円滑化することについ
	て検討し、結論を得る。<平成23年度検討・結論>
	外務省
当該規制・制度改	〇 査証の発給には、法令等に明確な根拠がなく、査証発給
革事項に対する	基準についても、外務省ウェブサイト等において「ビザ
分科会・WGの基	(査証)の原則的発給基準」が示されているものの、そ
本的考え方	の内容は大まかな基準が示されているにとどまり、どの
	ような場合に査証が発給されるのかが不明確である。ま
	た、例えば、短期滞在査証、長期滞在査証のいずれを取
	得するべきか明らかではない場合があり、それについて
	適切に相談できる窓口がなく、念のため長期滞在査証を
	取得するケースがあり、受入企業の負担が生じていると
	の指摘がある。
	〇 さらに、短期滞在査証で滞在が認められる日数は、通常
	90 日まで認められるところ、特定の総領事館においては
	ー 一般的に 90 日より短い期間しか認められないなど、大使
	館/総領事館によって認められる日数にばらつきがある
	とされる。
	○ 発給に要する期間についても、外務省ウェブサイトにお
	いて、「申請内容に特に問題のない場合は5業務日」と示
	されているが、実際には、特定の総領事館においては事
	実上発給に5業務日以上の期間を要するなど、大使館/
	総領事館によって異なるとの指摘もある。
	○ 入国に際し取得が必要とされている査証について、その
	○ 八国に帰じ取侍が必安とされている重証にづいて、その     発給が不明確であることにより、例えば企業が外国人を
	受け入れる際に負担が生じている。発給基準のより一層
	の明確化、相談体制の充実、発給に要する期間に係る不力をの見てなどにより表記の発針を思想化することで
	均衡の是正などにより査証の発給を円滑化することで、
	ヒトの流れが促進される。

O あわせて、実態を踏まえ、発給基準そのものも実態に合わせた柔軟な見直しが行われることが必要であり、基準の見直しが行われた場合には、その十分な周知が必要である。

#### 4-2. 物流•運輸分野

(1)物流・運輸分野における改革に向けた基本的考え方

#### (基本認識)

○ 世界経済のグローバル化が進展し、ヒト、モノが国境を越えて大きく 移動する中、グローバル化を積極的に推進することで日本経済も成長を 遂げてきた。我が国が国際競争力強化を図り、世界、とりわけ成長セン ターであるアジアの中で重要な役割を担っていくためには、アジアを中 心に世界とのヒト・モノの流れの更なる拡大が不可欠であり、その流れ の阻害要因となっている物流・運輸分野の規制を大胆に見直すことが必 要である。

#### (改革の方向性)

○世界とのヒト・モノの流れの拡大に向けた環境整備

外国人観光客やビジネスマン等のヒトの流れやモノの流れの拡大とともに、それを支える運輸サービス事業者の国際競争力向上及び利用者利便の向上に資するべく、航空分野等における交通インフラの運用体制の改革、社会変革や技術革新に対応した規制の見直し等による事業活動の効率化・活性化を目指した取組が必要である。

○貿易関連手続における国際的な流れに対応した制度の確立

また、国際物流においては、IT化の進展により、先進諸国は「モノ」への管理から「情報」による管理へとシフトするなど、リードタイム短縮及び物流コスト削減への取組が進展している。我が国も貿易関連手続の意義・効果を不断に検証し、国際的な流れに対応した制度を確立していくことが必要である。

○ なお、上記の取組に当たっては、交通インフラ利用者等の安全・安心の確保、国際的な平和及び安全の維持を目的とした合理的なセキュリティ基準の確保に十分に配慮する必要がある。

### (2) 各府省庁が取り組む規制・制度改革事項

### 【その他(物流・運輸) ①】

担生 生 本	- 1.5 エゴルジェル上体の即発を除て体の心羊
規制・制度改革事   	リターナブルパレット等の関税免除手続の改善
項	
規制・制度改革の	・ リターナブルパレット等反復利用される容器について、
概要	環境面及び企業のコスト削減に資することから、普及に
	向け、輸出入時の免税手続についてより簡素化させる。
	具体的には、全ての種類に対してリターナブルパレット
	を一欄にまとめて申告する方法、提出書類の簡素化、提
	出書類の重複を防ぐための税関同士の情報の共有化と連
	携強化等につき、関連事業者の意見を踏まえ、検討し、
	結論を得る。<平成 23 年度検討・結論>
所管省庁	財務省
当該規制・制度改	○ リターナブルパレット等は使い捨ての木製パレットと比
革事項に対する	較して、企業のコスト削減に資するだけでなく、地球環
分科会・WGの基	境にも貢献するため、関税免除手続を簡素化し、企業の
本的考え方	利用を促進させるべきである。
	〇 現状においては、関係手続の煩雑さ等でコスト負担が高
	くなるため、木製等の使い捨てパレットを使用するケー
	スが散見される。
	〇 帳簿管理を個々の物品ごとではなく、種類ごとに数量を
	管理する方式になったが、免税手続にはパレット等の流
	通経路を記載する必要があるため、事実上数量管理とは
	なっていないとの指摘もある。
	〇 当初資料を提出した税関と異なる税関において、再度輸
	出を行う場合、書類を重複して提出することがあり、利
	便性を阻害されている。
	〇 なお、社内管理システムが整備されている企業でも、シ
	ステムが免税手続と直結しているわけでないため、同一
	統計番号で管理する体制になっても、社内管理システム
	は引き続き利用可能であり、一概に不利益になるとはい
	えない。

# 【その他(物流・運輸) ②】

規制・制度改革事	認定事業者(AEO)制度の改善
項	応足事業有(ALO) 耐及の以音
	① 性例於 3 老衫性例由生去到巴士 2 担合の財政 1 の担保
規制・制度改革の	① 特例輸入者が特例申告を利用する場合の財務上の担保
概要 	要件の緩和について、適正な租税債権確保の観点も踏ま
	えつつ、検討し結論を得る。<平成23年度検討・結論>
	② アメリカ、EU等の各セキュリティ対策(24 時間ルール、
	10+2 ルール等)が、我が国のAEO事業者について緩和
	されるよう、関係省庁間で適宜連携し、交渉を継続する。
	<逐次実施>
	③ 審査・判定基準及び運用の標準化・統一化・透明化につ
	いて、税関ごとの対応が異なることにより利用者の利便
	性が損なわれることがないよう、より一層周知徹底する。
	<平成 23 年度措置>
所管省庁	① 財務省 ②財務省、経済産業省、外務省 ③財務省
当該規制・制度改	〇 AEO事業者へのベネフィットを増加させ、AEO参加
革事項に対する	へのインセンティブを図り、日本のSCMにおけるセキ
分科会・WGの基	ュリティ向上と物流の円滑化の両立を、官民一体となっ
本的考え方	て図るべきである。
	〇 2010年7月のWCO(世界税関機構)の調査では、AE
	Oの認定企業数は、アメリカ 9,806 社、EU2,561 社に
	対し日本は396社と少ない状況である。
	〇 関税局長主催の「貿易円滑化と関税行政に関する懇談
	会」(平成22年1月~6月)において、民間事業者から、
	AEO取得のためには、セキュリティ管理やコンプライ
	アンスの徹底・維持にコストをかけて人員・組織を強化
	する必要があり、またAEO取得後には監査を受ける負
	担が生じるが、それに見合うメリットがないとの意見が
	出ている。
	〇 当局は、「欧米では、貿易に関与する事業者にとってセ
	キュリティ管理体制を整備しAEOの承認を取得する
	こと自体がメリットとなり、ビジネスにおいて重要視さ
	れる環境が醸成され、そのことが承認者数が伸びている
	一因と考えられる」と述べているが、我が国ではそのよ
	うなインセンティブが働いていない。AEO制度本来の

目的であるセキュリティ確保の要請を満たすためにも、
AEOの承認を取得することが、セキュリティ体制整備
の証左としてビジネスチャンスとなるよう、官民協力し
て取り組む必要がある。

### 【その他(物流・運輸) ③】

規制・制度改革事	営業区域外における通関業務の取扱いの緩和
項	
規制・制度改革の概要	・営業区域外における通関業務を行いやすくするための施策(例えば、輸出通関に係る保税搬入原則の見直し後において、輸出申告後に船積港が変更された場合に、許可を受けている区域内と許可を受けていない区域内の手続について、「同一人から依頼を受けた通関業務その他税関官署に対する手続で相互に関連するもの(通関業法第9条ただし書)」として認める範囲の拡大や、通関業者が新たな区域に進出しようとする場合の手続の更なる簡素化等)につき検討し、結論を得る。 <平成23年度検討・結論>
所管省庁	財務省
当該規制・制度改	〇 輸出入者が船積地、荷卸地等によって通関業者を変えた
革事項に対する	り、申告税関ごとにデータを分散させて各通関業者に配
分科会・WGの基	布するといった作業をしなくてはならない等、通関業の
本的考え方	営業区域規制は物流の効率化を阻害している。例えば、複数船積港を利用する案件で1社の通関業者を起用した場合、同社が免許を持たない区域での通関は、同社が下請を起用せざるを得ず、荷主として通関業者の管理、通関管理に負担がかかるという状況が発生している。  一方、通関制度の大幅な変更は適正な通関手続に基づく不正物品の流出入阻止や適切な課税等に重大な支障を及ぼす懸念があるとの指摘もある。
	O なお、現状において、「同一人から依頼を受けた通関業務その他税関官署に対する手続で相互に関連するもの (通関業法第9条ただし書)」であれば営業区域外であっても通関業務は可能である。
	○ 今後、輸出通関に係る保税搬入原則を撤廃することで、 自社工場等の税関官署へ輸出申告後、管轄が異なる保税 地域に貨物を搬入し、輸出許可を受けることや、輸出許 可後、管轄が異なる保税地域に貨物を搬入することが想 定される。その際、自社工場等の区域の通関業の許可し かない場合であっても、通関業法第9条ただし書におけ

- る「同一人」からの「相互に関連する業務」と言える範囲内で運用が改善できれば、大幅な制度改正を行うことなく、通関管理の集中化におけるコストの削減を図ることが可能となる。
- NACCS を通じて税関、輸出入等関連業務を行うものが全 て電子ネットワーク的につながり、関連する税関で申告 内容を共有できる現状において、通関業者の営業区域に 関する手続を弾力化することは、輸出入業者から見て、 利用する通関業者の集約化によるコスト削減や、船積地 の変更といったケース発生時等における一層の通関手 続の効率化等のメリットがある。

# 【その他(物流・運輸) ④】

規制・制度改革事	経済連携協定に基づく特定原産地証明制度の利便性の向上
項	にありたける間がた「一型 ン 、「4 たかに至ら
規制・制度改革の概要	・国際競争力を強化するEPA税率の利用を促進するため、以下の点について原産地証明制度を改善する。 ① 現行体制下での事務合理化による原産地証明書発給の迅速化策について、所要の措置を講じる。 〈平成23年度措置〉 ② 原産地証明書システムの利便性の向上を図るため、平成22年度補正予算による「原産地証明書情報の電子的提供事業」の運用を進めるとともに、協定・交渉相手国との交渉・調整状況を踏まえて、更なる電子化の方策について検討する。あわせて、同様の利便性の向上を見込むことができる認定輸出者自己証明制度の導入を拡大していく。〈平成23年度検討〉 ③ 更新時の登記簿の提出の省略を認めるなど、更新時の手続につき、より負担の少ない方法を検討し、所要の措置を講じる。〈平成23年度措置〉
 所管省庁	経済産業省
当該規制・制度改 革事項に対する 分科会・WGの基 本的考え方	〇 EPAを結んだ国の間では、通常よりも低い税率で輸出 入を行うことが可能であるため、我が国事業者によるE PA税率の利用を促進することは貿易の円滑化、国際競 争力の維持・強化の観点から重要である。
	【①について】 〇 中2日の発給では、緊急の航空出荷等に対応できず、EPA税率の利用が制限されている。 〇 証明書発給事務は限られたリソースの下で行われるものであるが、現行体制化でも行うことのできる効率化策を検討すべきである。 〇 なお、平成22年9月10日に閣議決定された「日本を元気にする規制改革100」において、経済連携協定に基づく原産地証明制度の電子化に関し、「特定原産地証明書の申請者側(輸出業者)での印刷を含めた利便性の向上策につき、産業界等の意見を踏まえ、平成22年度中に検討

し、結論を得る。」とされているところ、原産地証明書の申請者側での印刷が可能となれば、担当省庁が指摘する、「印刷する事務処理」や「印刷された証明書等を多数の申請者ごとに取りまとめる等の作業」が軽減し、迅速化が可能になると考えられる。

#### 【②について】

- 現在は、電子申請が可能であるが、発給については紙で の発給となっている。紙での発給は、発給を受けるコス トやリードタイムの長期化が生じている。
- 〇 そのため、平成 22 年 9 月 10 日に閣議決定された「日本 を元気にする規制改革 100」において、経済連携協定に 基づく原産地証明制度の電子化に関し、「特定原産地証明 書の申請者側(輸出業者)での印刷を含めた利便性の向 上策につき、産業界等の意見を踏まえ、平成 22 年度中に 検討し、結論を得る。」とされているところである。
- 現在は協定上相手国へ電子の原産地証明書を送付することはできないが、利用者にとって最も負担が少ない方法は、電子申請により発行された原産地証明書が、データのまま相手国に届けられることである。そのような可能性も視野に入れ、電子化の検討に当たっては、現在は、NACCSと連携していない独立のシステムとなっている日本商工会議所の原産地発給システムをNACCSと連携させることのメリットも踏まえ、検討を行うべきである。
- なお、NACCS と原産地発給システムは入力内容に重複するものもあり、NACCS と原産地発給システムを連携させれば、手続の効率化にも資する。

#### 【③について】

○ 日本商工会議所への会社登録に際しての登記簿の提出 は、2年ごとの更新時にも求められるところ、登記内容 に変更がない限り、更新時の登記簿の提出の省略を認め ることにより手続の簡素化を図るべきである。

### 【その他(物流・運輸) ⑤】

	<u></u>
規制·制度改革事 項	45 フィートコンテナ運送に係る環境整備
規制・制度改革の 概要	・ 45 フィートコンテナ用車両を 40 フィートコンテナ用車 両と同等の通行条件とする緩和措置につき、全国展開に 向けて構造改革特別区域における安全面等の検証を開始 する。〈平成 23 年度検討開始〉
所管省庁	国土交通省
当該規制・制度改 革事項に対する 分科会・WGの基 本的考え方	<ul> <li>○ 45 フィートコンテナは、40 フィートコンテナと比べ約 1.5m長く、純積載容積では約 27%多いことから、荷物 の積載効率を向上させることができ、CO2削減及び、 貨物の運送にかかる時間の短縮、コスト削減が図れ、国際競争力強化にも資する。</li> <li>○ 従来の 40 フィートコンテナと最大総重量は同じであり、 衣料品やプラスチック製品、タイヤ等、比較的軽い品目 や、機械等デッドスペースが生じる品目の需要があり、 経済も活性化する。</li> </ul>
	O なお、構造改革特区(第 18 次提案)で検討されている仙台港は輸出中心であり、コンテナを効率的に輸送するには、輸入の需要がある港(例えば京浜港)でも 45 フィートコンテナを運送できる環境を整える必要がある。安全面を検証することは必要であるが、特区要望ごとに対応するのでなく、全国規模で対応していくべきである。

# 【その他(物流・運輸) ⑥】

規制・制度改革事	国際コンテナの国内利用の促進
項	
規制・制度改革の	① 輸出されるまでの一定期間内における免税コンテナの国
概要	内運送についての手続を簡素化する。
	<平成 23 年度措置>
	② 「橋梁照査要領」の国際貨物限定条件を緩和し、特殊車
	両通行許可制度の基準を統一する等、国際貨物と同じ手
	続で国内貨物を運送することについて、違法積載車両の
	指導取締り強化、車種や経路の限定方法等を含めて検討
	を行う。<平成 23 年度検討開始>
 所管省庁	① 財務省
	② 国土交通省
当該規制・制度改	① について
革事項に対する	〇 製造業・商社が製品を輸出入する際、出荷地・納品地と
分科会・WGの基	なる拠点と港湾との間で、必ず空コンテナの回漕が発生
本的考え方	する。この容器を国内物流に利用することで、貿易競争
	力の強化、輸送環境負荷の低減につながる。
	〇 外航船社は、日本の各港間で空コンテナのポジショニン
	グ輸送を年間で 10 万本(20FT 換算)以上行っている。
	この容器を国内物流に利用することで、コンテナが不足
	しがちな地方港へのコンテナ供給が低コストで行える
	ため、特に地方に立地する製造業の貿易競争力の強化、
	輸送環境負荷の低減につながる。
	〇 一回転用に関しては、輸入者と輸出者は、通常、別の者
	になるケースがほとんどであり、取出地と詰込地を相互
	に把握・特定できず、手続の改善が求められる。
	②について
	②   ついて   ○ 物流コスト削減及び国際的に要請されるCO2削減の
	ひ 初流コスト削減及び国際的に要請されるじびと削減の     方策は近年ますます重要視されており、1回当たりの輸
	グ東は近年まりまり里安悦されてあり、「凹ヨたりの制」 送量の向上を図ることを優先すべきと考える。
	〇 国内貨物の方が、国際貨物よりも、最大積載量が少ない (約4 h x x) ため、内電体を刑の制造業等に不利な競免
	(約4トン)ため、内需依存型の製造業等に不利な競争   ***********************************
	条件となっている。

- コンテナ内に積載する貨物が国際貨物か国内貨物かで、 特殊車両通行許可基準が異なるため、同一車両、同一経 路、同一コンテナであっても、個別に許可申請しなくて はならず、コスト負担が大きい。
- 当局は、「軸重の増が我が国の橋梁等に与える影響は甚 大であり、輸送コスト削減及びCO2削減も重要である が、道路交通の安全性を第一に考えなければならない」 「我が国の橋梁は約 15 万橋存在し、20 年後には築後 5 O年を経過するものが 53%を占めるなど高齢化が急速 に進展している。当要望に対応した場合、限られた維持 管理費の下での橋梁の長寿命化が極めて困難になる」 と、道路、橋梁への負担を理由に、当規制改革は困難で あるとしている。しかし、最寄りの港を起点とした合理 的な経路と認められる場合に限り、国内貨物を国際貨物 の基準に統一するとした場合、陸送は、仕出地/仕向地 と最寄りのコンテナ港湾との間が主流となり、モーダル シフトの促進が期待でき、全体としては道路、橋梁への 負担は軽減される。また、道路利用が港湾付近に集中す るため、選択と集中による効率的な投資も可能となり、 国際コンテナ戦略港湾にも資する施策となる。

# 【その他(物流・運輸) ⑦】

規制・制度改革事	水先制度の改革
項	
規制・制度改革の	① 指名制トライアル事業の成果をフィードバックし、輪番
概要	制に捉われることなく指名制度が円滑に機能するよう、
	引受事務要綱の改善の順次実施等、市場環境の整備を図
	る。<逐次実施>
	② 水先人の養成について、質の高い新規参入者(特に3級
	水先人の増加)を奨励し、優秀な人材の安定的確保を図
	り、もって市場をより効果的に機能させるよう、OJT
	の促進等を図る。<逐次実施>
所管省庁	国土交通省
当該規制・制度改	〇 市場環境の整備をすることで、水先料金及びサービスの
革事項に対する	多様化が見込まれ、ユーザーのコスト削減、さらには我
分科会・WGの基	が国港湾の国際競争力強化につながる。
本的考え方	〇 強制水先地区、対象船、強制水先免除制度についても、
	安全性に配慮した上で、時代のニーズに合致した見直し
	を、適宜行うべきである。

### 【その他(物流・運輸) ⑧】

規制・制度改革事	安全保障貿易管理制度における該非判定の事前相談制度の
項	利便性の向上
規制・制度改革の	・ 該非判定に関して、企業名公表を条件としない、インタ
概要	ーネット等による相談及び該非判定についての連絡を可
	能とするなど、効果的な事前相談の方法について検討し、
	結論を得た上で、所要の措置を講ずる。
	<平成 23 年度検討・結論・措置>
所管省庁	経済産業省
当該規制・制度改	〇 現在の輸出管理制度は複雑な規制体系であり、規制内容
革事項に対する	の理解や該非判定が困難な品目が存在し、輸出に当たっ
分科会・WGの基	て事業者の負担になっている。該非判定が困難な場合、
本的考え方	輸出取引を断念することもある。
	〇 輸出者による該非判定が困難な品目について、規制当局
	への事前相談が容易になれば、輸出者が安心して輸出取
	引を行えるようになる。
	〇 事前相談に当たり相談者名、照会内容及び回答を公表さ
	れる場合があり、これが自らが取り扱う貨物・技術の内
	容が公にされることを望まない事業者が事前相談をため
	らう要因となっており、事前相談の利用は進んでいない。
	〇 輸出者全般の利益に資すること等を目的として、相談の
	内容を公表することは、相談者以外の輸出者への情報提
	供の観点からも望ましいことと思われるが、相談者名は
	公表せずとも情報提供は可能であると思われる。むしろ、
	上記のとおり相談者名が公表されることが、事業者が事
	前相談を敬遠する要因となっている。
	〇 また、輸出者による該非判定が困難な品目について、事
	業者が容易に事前相談できる環境を構築することによっ
	て、適切な輸出管理が可能になると考えられる。
	〇 相談方法としては、現在は、経済産業省に直接提出する
	か、又は郵送により提出することが認められている。当
	該事前相談には情報管理の配慮が必要であるが、諸外国
	ではインターネットによって相談を受け付けている国も
	あり、そのような国における相談制度等も参照しつつ、
	利用者の利便性の高い相談方法を検討すべきである。

# 【その他(物流・運輸) ⑨】

規制・制度改革事	法令遵守優良企業による海外グループ会社に対する貨物の
項	輸出等に係る許可の手続の簡素化
規制・制度改革の	・ 法令遵守優良企業による海外グループ会社に対する貨物
概要	の輸出等に係る許可の手続の簡素化を図るため、特定子
	会社包括許可制度に関し、その要件(子会社の資本要件
	等)の見直しを含めた利便性の向上について検討し、結
	論を得た上で、所要の措置を講ずる。
	<平成 23 年度検討・結論・措置>
所管省庁	経済産業省
当該規制・制度改	〇 企業活動のグローバル化に伴い、海外子会社による事業
革事項に対する	展開が拡大しているところ、我が国企業とその海外子会
分科会・WGの基	社の間の取引の円滑に資するため、共通の基準に基づく
本的考え方	安全保障貿易管理にグループ一体で取り組んでおり、関
	連法令を遵守している企業については、海外グループ会
	社への貨物の輸出、技術の提供を円滑に行えるようにす
	べきである。
	〇 平成21年度に特定子会社包括許可制度が導入されたが、
	居住者の出資率が 100%であること、申請者の当該子会
	社の株式保有率が過半数であることといった子会社等に
	関する要件が厳しい、取得後の管理が煩雑であるといっ
	た理由で、利用実績が乏しい。

### 【その他(物流・運輸) ⑩】

規制・制度改革事 項	航空交渉の多国間化
規制・制度改革の概要	・早期に首都圏空港を含むオープンスカイを実現し、国際 航空ネットワークを拡大するため、東アジア・ASEA Nの各国を最優先に、戦略的かつ積極的に二国間交渉を 推進する。また、こうした交渉を促進する観点から、多 国間の枠組みの活用を検討する。 〈平成23年度以降引き続き実施〉
所管省庁	国土交通省
当該規制・制度改	〇 有形財(モノ)の貿易自由化に関しては、既に多国間協
革事項に対する分	定化が進められており、無形財(人材・サービス等)に
科会・WGの基本	ついても、有形財と同様に考えて差し支えはない。また、
的考え方	無形財の中で、航空だけを特別視する理由はない。
	〇 世界の国際航空輸送市場の自由化が進んでいる中、二国
	間協定を改定して自由化協定を結ぶのは時間を要する。
	〇 「第三国」との権利調整が必要な第5・第7の自由化は、
	これまでのような二国間交渉では困難である。
	〇 まずは、ASEANの多国間協定に日本が参加する可能
	性を検討し、順次、日中韓などの多国間協定に向けて努
	カすべき。
	〇 米国は航空についてオープンスカイ多国間協定を結ん
	でおり、これが国際航空の自由化を一層進めたことは事
	実である。

# 【その他(物流・運輸) ⑪】

規制・制度改革事	空港運営の在り方の見直し
項	
規制・制度改革の	① 国が管理する空港(大阪国際空港を除く)について、航
概要	空系・非航空系の経営一体化と民営化等の具体的方策に
	ついて、検討し早期に結論を得る。
	<平成 23 年度早期に結論>
	② 成田国際空港株式会社について、平成22年5月に取りま
	とめられた国土交通省成長戦略における「これまで完全
	民営化の方向性が議論されてきた、成田国際空港株式会
	社の経営の在り方については、今後、首都圏空港におけ
	る容量拡充の推移、全国の空港経営の在り方に関する議
	論も踏まえ、成田空港のアジアにおけるハブ空港として
	の地位確立に向けて、民営化戦略、手順が検討されるべ
	きである」との方針を踏まえ、今後、所要の検討を行う。
	<平成23年度検討開始。できる限り早期に結論>
所管省庁	国土交通省
当該規制・制度改	〇 空港(含む管制)の整備・運営費用は、当該空港を利用
革事項に対する	する利用者の負担とするべきであり、それによって、不
分科会・WGの基	必要に過大な投資の抑制や効率的な運営が可能となり、
本的考え方	利用者負担の公平化と航空会社の不必要な負担の抑制
	につながる。
	〇 空港の自由化と民営化は世界の趨勢である。いまや、大
	規模空港経営者だけでなく、建設業や投資ファンドな
	ど、様々な業種の企業が多様なコンソーシアムを組ん
	で、グローバルに民営空港ビジネスを展開している。公
	営下にあり、かつ、国内にとどまって国の予算や国境に
	制約されていたのでは、空港ビジネスの発展は困難な時
	代である。
	〇 例えば、英国の地方空港の一つ、ブリストル空港は、静
	岡空港とほぼ同じ条件下にありながら、民営化と外国資
	本・人材・経営ノウハウの導入によって旅客数を急増さ
	せ、静岡空港の需要予測値である 100 万人の6倍の 600
	万人の旅客数を達成している。
	〇 こういった世界の成功する空港に共通するのは、空港の

収入(使用料)について、日本のように航空機の着陸料だけに依存せず、旅客の数なども考慮して、航空会社・便・路線ごとに、着陸料・旅客使用料等をきめ細かく設定している点である。

- 空港の民営化により、時間帯別料金制度や旅客の数に対応した使用料など、需要等に対応した弾力的な空港使用料の設定を空港に認めることにより、空港の収入確保、各空港の自立的対応を促すことになり、空港運営の効率化を図ることができる。また、混雑空港における発着枠の有効活用につながる。
- 加えて、料金体系に応じた詳細な誘致マーケティング手 法の開発、特定航空会社との長期契約に基づく空港発展 プラン、(日本では別組織となっている) 航空系施設(滑 走路、管制など)と商業系施設(ターミナルビルなど) の一体的経営、空港自身が主催者となってチャーター便 を成功させて需要の存在をアピールする努力、商業店舗 の効率的配置を行うための毎週の市場調査、適正なテナ ント賃借料設定のためのマーケティング、地域のビジネ スの核となり得る施設の空港内への設置、アクセス交通 の自前の整備、空港会社ごとの管制官の採用、会員制に よる優先搭乗制度やバイオ認証制度の導入等、市場に対 応した諸施策を取り入れて効率化に努めている。
- そして、こういった諸施策を実行する知恵と意欲と人材 と資金を与えるのが、民営化であり外資の導入である。
- それゆえ、空港整備に関する特別会計の廃止、国及び地 方管理空港の独立採算・民営化といった制度改革が必要 である。
- 管制については、空港航空管制を空港民営化にあわせて 空港の責任・権限とする方向で、また、航空路航空管制 については、一体的に民営化する方向で先進事例が世界 にみられ、そこでは、他の空港施設同様、管制業務の効 率化と発展が実現されている。

# 【その他(物流・運輸) ⑫】

規制・制度改革事	空港発着枠の配分への市場メカニズムの導入
項	
規制・制度改革の	・ 国土交通省成長戦略における「羽田の発着枠の配分につ
概要	いては、市場メカニズムの導入可能性を調査することを
	通じて、航空会社の事業展開の自由度を高めつつ、真に
	必要なネットワークの維持や競争環境の確保を通じた利
	用者利便の向上といった公共的価値も併せて実現できる
	手法について検討を行い、平成23年度中に新たな手法を
	確立した上で、平成25年度に予定されている増枠分の配
	分を行う」との方針を踏まえ、市場メカニズムの導入可
	能性について、検討し結論を得る。
	<平成 23 年度検討・結論>
所管省庁	国土交通省
当該規制・制度改	〇 混雑空港における発着枠を有効活用するためには、混雑
革事項に対する	空港の発着枠の競争入札による配分をすべきである。
分科会・WGの基	〇 また、その一歩手前として、航空会社間の発着枠取引を
本的考え方	認めるべきである。
	〇 英国では発着枠の二次取引が長い期間にわたって実施さ
	れており、ベースとなる既存大手以外の競争相手にとっ
	ても有利な結果をもたらしている。

### 【その他(物流・運輸) ③】

規制·制度改革事 項	ビジネスジェットの利用促進に資する規制の見直し
規制・制度改革の概要	① 小型ビジネスジェット機によるチャーター事業に係る参入基準及び運航・整備基準につき、国際民間航空条約附属書に定められた国際標準への適合を前提とし、米国の基準を参考とした包括的基準を導入することを検討し結論を得る。また、包括的基準の導入の検討と並行して、関係者からの要望等を踏まえ、「機長に要求される資格」「耐空性の確認」等の個別の項目について、順次、小型機のオンディマンドチャーターを対象とした基準の導入を検討し結論を得る。〈平成23年度検討・結論〉 ② 我が国へのビジネスジェットの乗り入れ促進に向け、申請手続の簡素化等の利用者負担の軽減策につき、検討し結論を得る。〈平成23年度検討・結論〉
 所管省庁	国土交通省
当該規制・制度改 革事項に対する 分科会・WGの基 本的考え方	○ 企業活動がグローバル化する中で、ビジネス旅程の柔軟な組立て・変更、機密性の確保、移動時間の有効活用等の理由から、ビジネスジェットの利用が欧米を中心に世界的に広く普及している。一方、我が国におけるビジネスジェットの利用は、自家用運航、オンディマンドチャーター共に、諸外国に比べ、活用が進んでいない。(全世界で、約29,000機のビジネスジェットのうち、北米19,000機、欧州約3,000機に対して、日本は55機のみ。)国内企業の円滑なビジネス活動を後押しするだけでなく、海外からの受入体制を整備することで、国内投資促進、また我が国のアジアビジネス拠点化の観点からも、ビジネスジェットの利用促進が必要である。 ○ 米国等では、オンディマンドチャーター事業における参入基準及び運
	航・整備基準は、定期航空運送事業と同等程度の基準となっており、コスト面等における負担から日本籍のビジネスジェットの普及の障害となっている。 〇 平成 20 年に一部の規制緩和(ETOPS 規制)がなされてい

- るが、その他の項目について、ビジネスジェットの利用 促進に資する十分な進展は見られていない。
- 外国籍航空機が日本へ飛来又は日本国内を移動するに当たり、事前申請期間や手続の問題により、即時の飛来というビジネスジェットの大きなメリットが減殺され、日本への飛来促進の障害となっている。外国からのビジネスジェットの飛来促進のためには、県営名古屋空港、神戸空港等のビジネス航空向けのサービスを提供している空港の有効活用とともに、事前申請期間の短縮を含めた手続の簡素化が必要である。
- 指定外空港における申請期間の短縮について、当局は、 「関係省庁間の必要な連絡・調整を適切に行えず、混乱 をきたすおそれがある」としているが、CIQ関係省庁 への申請は、指定外空港における離発着の許可申請とは 関係なく、事業者が直接各CIQ関係省庁に対して実施 している。CIQ関係省庁以外に、連絡・調整を行う必要 がある関係省庁及び現行の申請期間が必要な理由が明ら かでない。

### 【その他(物流・運輸) 4

規制・制度改革事	CIQの合理化
項	
規制・制度改革の	・ 複数府省にまたがる人の移動に伴うCIQ業務(動植物
概要	検疫を除く)に関し、少数の職員により対応が可能な場
	合において、運航前の事前調整や到着時の手続の迅速化
	など機動性・効率性を高めるための方策について、関係
	府省が合同で検討し結論を得る。
	<平成 23 年度検討・結論>
所管省庁	法務省、財務省、厚生労働省
当該規制・制度改	〇 ビジネスジェット等の需要の少ない航空路線により、C
革事項に対する	I Q職員が常駐していない地方空港を利用する際に、①
分科会・WGの基	3 日前等の事前申請期間が必要(神戸空港では検疫は 14
本的考え方	日前の申請が必要とされている)、②期間内に申請をして
	もCIQ体制がそろわない(「対応者がいないため、運航
	はやめてほしい」と言われた例もあり)という理由から、
	希望する日程で運航ができない場合があり、ビジネスジ
	ェット等の地方空港への就航拡大にむけて、CIQ業務
	の機動性を高めることが必要である。
	〇 複数府省にまたがるCIQ業務をより少ない人数の職員
	で可能とすること(限定された業務範囲において職員の
	兼務を弾力的に認め、高度な判断が必要な場合には、専
	門知識を有している職員が対応するなど)は、CIQ業
	務の機動性を高めるための有効な方策である。
	〇 申告等がある場合は、高度な専門的知識を有する職員に
	よる対応が必要であっても、申告等がない場合若しくは
	申告の有無の確認等は、高度な専門的知識を有する職員
	でなくても対応可能な部分があると考えられる。
	〇 複数府省にまたがるCIQ業務の合理化を図るために
	は、複数府省が合同で検討することが必要不可欠であり、
	ビジネスジェット等の地方空港への就航拡大の観点か
	ら、人の移動に伴うCIQ業務(動植物検疫を除く)に
	ついて合理化を検討すべきである。

### 【その他(物流・運輸) ⑤】

規制·制度改革事 項	国際航空協定に関する独占禁止法適用除外制度の見直し
規制・制度改革の 概要	・ 国土交通省は、諸外国の国際航空に関する独占禁止法適 用除外制度に係る状況等を分析・検証し、我が国の同制 度の在り方について、公正取引委員会と協議しつつ、引 き続き検討を行う。<平成24年度検討>
所管省庁	国土交通省
当該規制・制度改 革事項に対する 分科会・WGの基 本的考え方	〇 航空産業が成熟化し、航空自由化が進展する中で、EU、 米国、豪州において、国際航空における航空会社間の運輸協定に関する競争法の適用除外の廃止・見直しといった動きが出てくるなど、これら協定と競争法の関係をめぐる状況に大きな変化が生じており、平成11年の見直しの際に国際航空協定に関する独占禁止法適用除外制度を維持した理由(諸外国においても競争法からの適用除外が認められていること)は、現時点において適用除外制度を推禁する場合によいでは、
	度を維持する理由として成立していない。 O さらに、現在、オープンスカイの進展を受けて、航空会社間で提携深化協定を締結する動きがあるところ、同提携深化協定は、航空会社間の運賃・スケジュールの調整や収入プールをしようとするものであり、事実上、航空会社間の企業結合に近い。この提携深化協定が独占禁止法の適用除外の対象とされたため、市場における競争の制限につながり、航空運賃の高騰等、消費者の不利益につながるおそれがある。
	〇 また、公正取引委員会が事後的に措置請求を行う場合、 当該航空会社は、一旦締結した協定を事後的に解消する などの必要が生じ、航空会社にとっても不利益になるお それがある。
	○ このような状況に鑑みると、我が国において国際航空に おける航空会社間の運輸協定に関する適用除外制度を維 持することの意義は低下しており、当該制度を維持する ことは我が国の航空会社が積極的な国際展開を図る上で の障害となるおそれすらあるものと考えられる。一方で、 アライアンス間競争が世界的潮流となる中、アライアン

- ス間の競争促進を通じた国際航空輸送の活性化は積極的 に評価されるべきである。
- 〇 現在認可対象である協定は、その性質上競争制限的な内容を含む可能性があるが、協定の内容によってはアライアンス間の競争を促進し、利用者の利便を向上させる場合(例えば、共同事業の実施による運賃低下や、乗りを利便性の向上など)があり、具体的な協定の中身を見て判断することが広く国民の利益になるとの見解があるが、協定の内容によっては競争が促進され、利用者のもはならない。独占禁止法が適用されるようになった場合でも、具体的な協定の内容によって判断されることになる。むしろ、独占禁止法適用されるようになった場合でも、具体的な協定の内容といる。むしろ、独占禁止法が高によって、競争制限的な内容を含む協定が認可されることになれば、利用者の利益が害されることになる。
- 〇 例えば、欧米においても、最近のアメリカン航空、ブリティッシュ・エアウェイズ、イベリア航空のアライアンス(ワンワールド)内での提携に際して、適用除外制度が廃止された欧州では競争当局の判断で発着枠の返上等の条件を課した上で提携が認められており、米国では、日本と異なり、運輸当局の判断に先立ち競争当局が競争当局の事前の意見を踏まえて欧州同様の条件を課した上で提携が認められているという事実がある。このように、提携深化協定については、欧米でもその競争制限的な内容について競争当局等によって懸念が示され、利用者利益への配慮がなされているところである。
- 〇 当局は見直しを行ったとしているが、平成 22 年度に行われた見直しは元々、市場における競争の制限や消費者の不利益となるおそれが低い協定に関する運用の見直しが行われたにすぎない。市場における競争の制限や消費者の不利益につながるおそれが高い提携深化協定については、依然として制度について見直しが行われていない。

## 【その他(物流・運輸) 16】

規制・制度改革事	米国、欧州等先進国との航空機材、乗員資格等に関する相互
項	承認の推進
規制・制度改革の	・米国との間で、平成 21 年 4 月に締結した航空機材以外の分野(乗員資格、整備施設、シミュレーター等)においても、相互承認の協議を推進する。また、欧州等その他の先進国とも協議を推進する。
概要	<平成 23 年度以降継続実施>
所管省庁	国土交通省
当該規制・制度改 革事項に対する 分科会・WGの基 本的考え方	○ コスト削減により、本邦国航空会社の国際競争力強化に 資するべく、米国との間で、2009 年 4 月に締結した航空 機材以外の分野(乗員資格、整備施設、シミュレーター 等)においても、相互承認の協議を推進すべきである。 ○ また、欧州等その他の先進国とも協議を推進すべきである。

# 【その他(物流・運輸) ①】

規制・制度改革事 項	沿海航行区域の拡大
規制・制度改革の 概要	<ul> <li>① 限定近海区域のうち、沿海区域に近い部分のみを航行する船舶の構造・設備要件を設定する。</li> <li>〈平成23年度措置〉</li> <li>② 安全性を確保しつつ、沿海区域の部分的な拡大を検討し結論を得る。</li> <li>〈平成23年度検討開始、平成24年度結論〉</li> <li>③ 沿海資格船から限定近海船への変更を容易にするための基準の見直しを行う。</li> </ul>
所管省庁	国土交通省
当該規制・制度改 革事項に対する 分科会・WGの基 本的考え方	○ 現状の航行区域制限により、岬から岬が直線航行できないために航海距離、時間のロスが発生している。 ○ 陸から原則 20 海里までの灯台や山や半島などの地形等を視認した地文航法を原則として沿海区域が規定された時点(昭和8年)と現時点では、航行速度の向上、船の堪航性やレーダー等航海機器の発達による船舶性能の向上等の状況の改善がある。
	<ul><li>○ 貨物船や大型フェリーなどが 20 海里以内の船舶輻輳区域を避けることにより船の針路が自由となりより安全となり、乗組員の負担軽減にもつながる。</li><li>○ 航行時間の短縮・燃費軽減による物流効率化の推進、CO2の排出削減にも寄与する。</li></ul>

## 【その他(物流・運輸) ⑱】

規制・制度改革事	海上交通安全法航路における制限速力の見直し
項	
規制・制度改革の	・ 海上交通安全法航路における速力の制限区間及び制限速
概要	力の見直しにつき、技術的な検討及び所要の調整を実施
	し、結論を得る。
	<平成 23 年度早期に検討開始。結論を得次第措置>
所管省庁	国土交通省
当該規制・制度改	〇 本規制により制限を受け、燃費低減・輸送効率アップの
革事項に対する	機会が失われている。
分科会・WGの基	〇 航路によっては規制当初から大幅に通行量が変化、漁船
本的考え方	の操業が減少している。
	〇 また、一部の船舶にあっては、レーダー性能の向上、A
	ISの装備等により安全性が向上している。
	〇 航行時間の短縮・燃費向上は、CO2 の排出削減にも寄与
	する。

### 【その他(物流・運輸) ⑲】

規制·制度改革事 項	内航旅客船の船舶検査制度の見直し、簡素化
規制・制度改革の 概要	・ 内航旅客船の船体計画保全検査制度について、船舶の安全性への影響等を考慮しつつ、検査項目の簡素化及び承認基準の緩和について検討し結論を得る。 <平成23年度検討・結論>
所管省庁	国土交通省
当該規制・制度改 革事項に対する	○ 内航旅客船を海外で建造する場合、検査項目の多さや相 違が障害となることがある。
分科会・WGの基 本的考え方	○ 例えば、交通バリアフリー法への対応は、船内スペースが限られているにも関わらず、諸外国の基準に比べ国内の基準は極めて厳格であるため、構造上対応が困難との指摘がある。
	○ 船体計画保全検査制度については、承認基準が厳しいことが計画保全検査の項目が多岐にわたることが、事業者にとって依然大きな負担となっている。
	〇 内航旅客船はほとんどが実質的に国内で建造されており、海外の競争力・技術力のある造船所を採用することで資本コストの低減が図れる。また、技術的に安全性を維持できる範囲で現検査項目・承認基準を緩和することにより、修繕費等の運航コストの低減を図る。
	〇 他国船級協会では、船底検査は5年に2回が主流であるが、内航旅客船の船底検査は毎年行われており、コスト 負担となっている。

### 【その他(物流・運輸) ⑩】

規制・制度改革事 項	空港の容量拡大、機能強化のための取組・推進
規制・制度改革の概要	・成田空港については最短で平成 26 年度中に 30 万回、羽田空港については最短で平成 25 年度中に 44.7 万回へ年間発着容量を拡大するため、着実に取組を行う。なお、首都圏空港については、上記取組により、向こう 10 年間は需要を上回る供給が可能となることが見込まれるが、今後、インバウンド旅客の増加等により需要が更に継続的に増加する場合を見据え、更なる容量拡大、機能強化について、あらゆる角度から可能な限りの方策を総合的に検討する。<平成 23 年度以降継続検討>
所管省庁	国土交通省
当該規制・制度改 革事項に対する 分科会・WGの基 本的考え方	<ul> <li>○ 東京内陸部の飛行制限解除により、羽田の発着枠が飛躍的に増大する。滑走路の改善により、羽田からの長距離早朝深夜便の運航が可能となる。時間制限の緩和により、成田の運用時間が長くなり、早朝深夜便が運航可能となる。大阪空港の未使用のプロペラ機枠の活用等により、発着枠の有効活用につながる。</li> <li>○ 新たな大規模投資とは別に、空港発着枠の飛躍的拡大が見込まれる。</li> </ul>

#### 4-3. 金融分野

(1) 金融分野における改革に向けた基本的考え方

#### (基本認識)

○ 日本の経済成長はバブル崩壊後、約 20 年にわたり極めて低い水準にとどまり、現在も閉塞状況におかれている。日本経済が立ち直り、「強い経済」を実現するために、金融分野に求められているのは、①実体経済、企業のバックアップ役としてそのサポートを行うこと、②金融産業自身が成長産業として経済をリードすることにより、「グリーン・イノベーション」、「ライフ・イノベーション」、「アジア経済」、「観光・地域」といった成長分野を支える基盤となることである。

#### (改革の方向性)

#### 〇我が国企業の成長、再生支援

我が国企業、産業の成長ないし再生を促進すべく、多様かつ円滑な資金調達を可能とするような制度の見直し等を行うべきである。

#### 〇市場や取引所の整備、活性化等

金融産業自身も成長産業として発展できるよう、市場や取引所の整備 並びに活性化を行うとともに、各種開示手続等の整理、簡素化を行うべ きである。

#### ○質の高いサービス提供のためのグループ経営円滑化

金融機関のグループ化が進展する中、金融グループが自ら創意工夫を 凝らしながら、グループ全体として顧客に対しより質の高いサービスを 提供することができるよう、組織再編、業務範囲規制等についての金融 法制の改革を進め、ユーザーにとって信頼できる利便性の高い金融産業 を構築することにより、金融市場と金融産業の国際競争力を高めていく べきである。

#### (2) 各府省庁が取り組む規制・制度改革事項

#### 【その他(金融) ①】

規制・制度改革事	社債市場の活性化及び国際化の推進
項	(社債以外の債務に付与されるコベナンツ情報の開示)
規制・制度改革の	・ 日本証券業協会「社債市場の活性化に関する懇談会」で
概要	の議論を踏まえ、銀行の融資実務への影響に加えて投資
	家保護の観点から、必要な情報の開示が適切に行われる
	よう検討する。<平成 23 年度検討、平成 24 年度結論>
所管省庁	金融庁
当該規制・制度改	〇 社債以外の債務に付与されるコベナンツ等が十分に開示
革事項に対する	されることで、投資家層の拡大が見込まれる。
分科会・WGの基	
本的考え方	

#### 【その他(金融) ②】

規制・制度改革事	社債市場の活性化及び国際化の推進
項	(社債管理者の設置)
規制・制度改革の	・ 平成 23 年6月を目途に取りまとめを行うとされている
概要	日本証券業協会「社債市場の活性化に関する懇談会」で
	の議論を踏まえ、社債管理の在り方について検討を行う。
	<平成 23 年度検討・結論>
所管省庁	金融庁、法務省
当該規制・制度改	〇 日本証券業協会「社債市場の活性化に関する懇談会」で
革事項に対する	は、社債デフォルト後の債権の保全・回収機能に特化し
分科会・WGの基	た機能を果たす社債管理に係る提案がなされている。同
本的考え方	「懇談会」では、発行会社、投資家のニーズ等を十分に
	把握、確認し、同提案を含め社債管理の在り方について
	検討が行われる予定。

### 【その他(金融) ③】

規制・制度改革事	デリバティブ取引規制の運用
項	(清算機関(CCP)・取引情報蓄積機関制度の細目の検討)
規制・制度改革の	・ 国内清算機関と外国清算機関との連携に係る連携金融商
概要	品債務引受業の認可に際しては、金融商品取引法に定め
	る認可審査基準に基づき、担保が、リスク管理や利用者
	利便の観点から適切な水準となるよう対応を行う。
	取引情報蓄積機関制度の細目については、関係法令の施
	行(平成 24 年 11 月が期限)までに、利用者の負担等も
	考慮して内閣府令において定める。<平成24年度措置>
所管省庁	金融庁
当該規制・制度改	〇 市場の利用者にとって、活用しやすく、かつ、無用な負
革事項に対する	担を可能な限り抑えて制度設計すべきである。
分科会・WGの基	
本的考え方	

#### 【その他(金融) ④】

規制・制度改革事 項	金融商品取引法に基づく単体財務諸表開示の簡素化
規制・制度改革の 概要	・ 金融商品取引法に基づく単体財務諸表開示の簡素化については、会計基準のコンバージェンスの状況等を踏まえ、投資情報の有用性が損なわれないように留意しつつ、検討する。<平成24年検討開始>
所管省庁	金融庁
当該規制・制度改 革事項に対する 分科会・WGの基 本的考え方	<ul><li>○ 投資家にとって重要な連結決算に集約されることで、投資判断に必要充分な情報が簡潔・明瞭化される。</li><li>○ また、国際会計基準のコンバージェンスが進むにつれて決算作成コストが大幅に上昇することを鑑み、開示者の決算作成コストの上昇抑制につながる。</li></ul>
	〇 市場の利用者(投資家及び開示企業の双方)にとって、 活用しやすく、かつ、負担を抑えて制度設計すべきである。

# 【その他(金融) ⑤】

規制・制度改革事	有価証券報告書提出銀行の場合の決算公告の免除
况前   削及以半争	有心証分報合音徒山銀刊の場合の次昇公合の光味
項	
規制・制度改革の	・ 有価証券報告書を提出している銀行について、会社法の
概要	規定にのっとり、決算公告を免除することを検討の上、
	結論を得る。<平成 23 年度検討・結論>
所管省庁	金融庁
当該規制・制度改	〇 有価証券報告書は、決算公告で開示する情報を網羅して
革事項に対する	おり、EDINETでの閲覧も可能であり入手方法も決
分科会・WGの基	算公告に比べ多様性に富み、十分その代わりとなり得る。
本的考え方	〇 また、銀行法の目的といえる「一般大衆である預金者へ
	の情報開示」に対しては、四半期ごとの決算の自行ホー
	ムページ掲載や「業務及び財産の状況に関する説明義務」
	(いわゆるディスクロージャー誌) の公衆縦覧義務等に
	より預金者への十分な情報開示は確保されている。

# 【その他(金融) ⑥】

規制・制度改革事	政策金融機関等の私的整理時における債権放棄の制度構築
項	
規制・制度改革の	・ 株式会社企業再生支援機構(以下「機構」という。) によ
概要	る再生支援計画では、政府系金融機関や独立行政法人に
	一部債権放棄への協力義務を設けている。一方、機構に
	よる支援決定可能期間は限られている。このため、機構
	の支援決定可能期間後の私的整理支援を継続していく観
	点から、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特
	別措置法において設けられている事業再生ADR制度
	に、機構による再生支援における協力義務と同様の効果
	が確保できるよう、有効な方策を検討していくこととす
	る。
	その際、まずは機構とも連携しながら、現在の制度上の
	課題と実態の把握を行う。
	今年度前半には実態把握を終え、所要の手当てを行う。
	<平成 23 年度検討開始>
所管省庁	経済産業省
当該規制・制度改	〇 株式会社企業再生支援機構は平成 21 年 10 月の設立から
革事項に対する	5 年間で業務が終了するよう努める期間限定組織であ
分科会・WGの基	り、原則2年以内に支援決定を行うことから、3年目以
本的考え方	降及び組織の終了後は私的整理時における債権放棄につ
	いて法的に政策金融機関等が協力しなければならない機
	関や制度が無くなり、私的整理による事業再生が進まず
	清算を余儀なくされる企業等が増加していく懸念があ
	る。
	〇 再生案件については、引き続き債権放棄等の協力がしや
	すいような制度的な担保をしていく必要がある。

### 【その他(金融) ⑦】

規制・制度改革事	協調リースの集団投資スキーム持分の適用除外要件の明確
項	化
規制・制度改革の	・ 協調リースについて、実態を踏まえ集団投資スキーム持
概要	分の適用除外要件への該当性を検討し、それを明確にす
	る。<平成 23 年度調査・検討・結論>
所管省庁	金融庁
当該規制・制度改	〇 協調リースについては、金融商品取引法で除外要件も設
革事項に対する	けられているが、その要件が抽象的であり適用判断が難
分科会・WGの基	しく、取組そのものがしにくい状況である。
本的考え方	〇 協調リースは、広く一般事業法人を対象に出資を募るも
	のではなく、まして個人は対象外であり、資金の出し手
	は全てリース会社である実態を踏まえた規制の適用をし
	ていく必要がある。

#### 【その他(金融) ⑧】

1	
規制・制度改革事	異種リスクの含まれないイスラム金融に該当する受与信取
項	引等の銀行本体への解禁
規制・制度改革の	・ イスラム金融取引に該当する受与信取引等のうち、銀行
概要	法に基づき銀行本体に認められる業務(以下「銀行業務」
	という。)と実質的に同視しうる取引(銀行業務に準じ、
	銀行業務との機能的な親近性やリスクの同質性が認めら
	れる取引)の銀行本体における取扱いについて必要な調
	査を行う。<平成 23 年度調査>
所管省庁	金融庁
当該規制・制度改	〇 現在、中東・アジアは世界の中でも発展著しい市場であ
革事項に対する	り、この市場において、本邦金融機関の国際化や日本企
分科会・WGの基	業の海外進出の阻害要因があれば、改善していくべき。
本的考え方	〇 他業禁止の観点が重要であるが、世界的な金融規制強化
	の流れがある中で金融市場で主流の欧州系・米国系金融
	機関にて取扱いが認められているのであれば、積極的に
	取り組む必要がある。

# 【その他(金融) ⑨】

規制・制度改革事	銀行の子会社の業務範囲の拡大(リース子会社等の収入制限
項	の緩和)
規制・制度改革の	・ リース子会社における収入制限規制は、リース子会社の
概要	子会社を含むリース会社集団全体で判断すれば足り、リ
	ース子会社から発生する中古物品の売買・保守点検を専
	門に行う子会社については、当該リース子会社の一部門
	と同視できる場合は、単体での収入制限規制の適用を除
	外することも含め、リース会社集団内において、効率的
	に事業が行えるよう規制の見直しを検討する。
	<平成 23 年度検討・結論>
所管省庁	金融庁
当該規制・制度改	〇 銀行の「他業禁止」に係る規制については、本業以外の
革事項に対する	業務を営むことによる異種のリスクの混入を阻止するこ
分科会・WGの基	と、銀行業務に専念することにより効率性を発揮するこ
本的考え方	と、利益相反取引を防止することなどにその趣旨がある
	とされている。本件は銀行子会社たるリース会社集団が
	現行規制の下で行っていた業務を、効率化、専門性の進
	展等の観点から、その会社集団の中で再編することを可
	能にすべきであると述べているのであって、上記趣旨に
	反するとは考えられない。銀行の他業禁止の趣旨を十分
	勘案し、リース会社集団内での機能分担・効率化を図る
	ため、実質的にリース業務を営む会社の一部門と同視で
	きる場合は、単体ではなくリース集団内のみで収入制限
	を行うことを検討すべき。

## 【その他(金融) ⑩】

規制・制度改革事	企業グループの組織再編に資する規制の見直し
項	(1) 保険契約の包括移転に係る規制についての検討
規制・制度改革の	・ 保険会社の組織再編が進んでいることも踏まえ、保険契
概要	約の移転単位、移転手続等について、保険契約者等の保
	護の観点も踏まえつつ、検討を行う。
	<平成 23 年度検討>
所管省庁	金融庁
当該規制・制度改	〇 責任準備金の公平な分割に留意しつつ、異議申立手続に
革事項に対する	おける運用の見直し (情報開示の在り方等)、当局の関与
分科会・WGの基	の在り方(例えば予備審査制度の導入等)の手当てを行
本的考え方	った上で、責任準備金の算出基礎が同一である保険契約
	の一部での移転を可能とする、若しくは連結ソルベンシ
	一制度の導入等グループ監督制度が整備されたことを受
	けてグループ内に限定して移転単位の自由度を高める方
	法も考えられる。

# 【その他(金融) ①】

規制・制度改革事	企業グループの組織再編に資する規制の見直し
項	(2)保険募集人等の委託の在り方の見直し
規制・制度改革の	・ 保険会社の組織再編が進んでいることも踏まえ、復代理
概要	等も含めた保険募集人等の委託の在り方について、保険
	募集に関する業務の適切な実施や保険契約者の保護を確
	保する観点も十分踏まえつつ、検討を行う。
	<平成 23 年度検討>
所管省庁	金融庁
当該規制·制度改	〇 例えば、銀行代理業は所属銀行の許諾を得て再委託が可
革事項に対する	能である一方、原則許可制であり、業務範囲、経理、顧
分科会・WGの基	客保護、委託元の指導、賠償責任等の規定を設けている。
本的考え方	単に復代理を認めるのみならず、保険販売、管理を行う
	新たなカテゴリーを設け、銀行代理業に準じて規定する
	ことが必要である。また、総代理店の権利義務、保険会
	社との関係につき必要な規定を別に置くことで、代理店
	の業務の適切な実施、総代理店のコントロール、賠償責
	任の明確化等の問題をクリアすることは可能である。

## 【その他(金融) ②】

規制・制度改革事	貿易保険関連分野(取引信用保険)における民間事業者の事
項	業機会拡大(再保険の引受け)
規制・制度改革の	・ 平成 22 年 10 月の事業仕分け結果(「特別会計の廃止(国
概要	以外の主体に移管)」、「国家の保証等国の関与を確保」、
	「移行のための適正な経過期間」及び「組織としては独
	立行政法人日本貿易保険に一体化」)を踏まえつつ、貿易
	保険制度の在り方を見直す。
	なお、取引信用保険の民間事業者の事業機会の拡大につ
	いては、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」
	(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)を踏まえ、日系海外子
	会社の第三国向け輸出について、日系損害保険会社の現
	地子会社などからの再保険引受けを通じて、独立行政法
	人日本貿易保険が貿易保険を引き受ける新たな取組を今
	般前倒しで導入したところであり(平成22年措置済み)、
	引き続きその積極的運用を図っていく。
	<平成 23 年度より措置>
所管省庁	経済産業省
当該規制・制度改	○ 貿易保険事業への民間保険会社の開放が進まない理由の
革事項に対する	一つには、民間保険会社の出再先が海外しかないため、
分科会・WGの基	コストがかさむという指摘がある。貿易保険事業につい
本的考え方	ては、法令での参入規制は存在しないものの、組合包括
	保険制度、国・NEXIの再保険の仕組み等が、さらな
	る民間開放の妨げとなっている可能性がある。
	それらを見直すことにより、民間開放を促進させ、また、
	NEXIとの役割分担を明確にした上で、官民一体とな
	って外国貿易その他対外取引を行う企業のバックアップ
	にあたるべきである。
	〇 再保険を開放した場合でも、引受けを義務化するのでな
	ければ、「逆選択」による不良案件の集中のおそれはない。
	現状、民間保険は海外に出再しており、国内において民
	間再保険業の圧迫のおそれはないものと考えられる。今
	後民間再保険業を行いうる国内の民間保険育成のために
	も、政府ないしNEXIによる再保険引受けを行うこと

# 【その他(金融) ③】

規制・制度改革事	投資法人における「減資」制度の導入
項	
規制・制度改革の	・ 欠損補てんのための出資総額の減少(減資)制度導入の
概要	可否につき、平成 25 年度までに行う投資信託・投資法人
	法制の見直しの検討及び制度整備の実施において、投資
	家保護、投資法人の導管体としての性質、ファイナンス
	手法の中での位置付け、求められるガバナンス等様々な
	観点に加え、税務会計上の取扱いと併せて総合的な検討
	を行う。<平成 25 年度結論>
所管省庁	金融庁
当該規制·制度改	〇 投資法人による欠損補てんのための出資総額の減少(減
革事項に対する	資)制度を導入することで、資金調達、J-REIT 市場等の
分科会・WGの基	活性化等に資するとの指摘がある。
本的考え方	○ 欠損填補のための出資総額の減少は、それによって投資
	法人の財産が増減するものではない。
	法人の財産が増減するものではない。

#### 4-4. I T分野

(1) IT分野における改革に向けた基本的考え方

#### (基本認識)

- ITは、情報通信産業にとどまらず、およそ全ての産業の生産性向上、 国民生活の質的向上のツールになり得るものである。ここで強調すべきは、 ITは、コミュニケーションの手段として、ビジネスを効率化する手段と して、新たなビジネスを生み出す手段として、個人が社会に参画する手段 として、個人が自己実現を図る手段として、政府の効率化を図る手段として、国際的な交流を図る手段として等、その応用可能性は極めて高いということである。
- 〇 特に、I Tにおける個人参加の可能性と、I T技術の進歩と革新の速さ、 さらには I Tが生来の性質として持ち合わせている越境性 (ボーダレス) とを合わせて考えれば、I T分野を切り口とした経済社会の変革、いわゆ る I T革命は、まさに今現在も、世界中のあらゆる空間で進行していると いうことである。
- IT分野における規制・制度改革の議論の出発点としては、IT全盛の時代においては、既存の世界の比較優位構造が大きく覆る可能性があることを認識し、我が国は、そのITのインフラ整備及びその利活用に関し、世界の後塵を拝す可能性があるという危機感を共有し、一方で、我が国の産業や国民が持つ競争力・潜在力はかなり高く、ITを通じて、その競争力・潜在力をどのように顕在化させていくべきか、という問題意識の設定が重要である。

#### (改革の方向性)

#### 〇利用者本位の市場環境整備

発想の原点は利用者本位である。サイバー空間の主役は、消費者、サービス業、コンテンツ産業や様々な製造業など「広義の利用者」である。こうしたユーザーに対して、高度なネットワークサービスが多数提供され、ユーザー自らの利用形態に合わせて、自由に選択できる環境を整えるという発想が不可欠である。

#### 〇健全な事業者間競争のための環境整備

そのための手段として、健全な事業者間競争のための環境整備が必要である。ネットワークサービスに関して、どのような条件が提供されれば、新規参入者と既存事業者との間で、有効かつ活発な競争が促進されるのかという考察が規制・制度改革の根幹となる。また、競争環境の整備という視点から見て有効ではない手段や、社会変革や技術革新に対応していない規制に関しては、民間の創意工夫を阻害しかねないので、早急に見直す必要がある。

#### 〇ネットワークサービスの高度化・低廉化による国民利益の増大

そして制度改革の帰結として追求すべきは、利用者サービスの向上と、 経営の効率化・高度化により競争力を高めた強靭な事業者の出現による 好循環の創出である。国際的な競争環境が広がる中で、事業者がより高 度で低廉なネットワークサービスを提供することにより、結果的に国民 利益の増大が実現するという好循環を形成すべきである。

## (2) 各府省庁が取り組む規制・制度改革事項

### 【その他 (IT) ①】

規制・制度改革事	道路占用手続における引込線の取扱いの明確化
項	
規制・制度改革の	・ 各戸に引き込むための電線の取扱いについては、道路占
概要	用許可申請を別途要しない旨、取扱いを統一するよう、
	改めて各道路管理者へ周知・徹底する。
	<平成 23 年度中措置>
所管省庁	国土交通省
当該規制・制度改	〇 引込線に関しては、個別の占用許可申請は不要であり、
革事項に対する	本件は平成 18 年度に周知済みであるとのことだが、実態
分科会・WGの基	は、各道路管理者によって、運用が異なっている。(国道
本的考え方	だけではなく、都道、県道、市町村道で、占用申請・占
	用料の要否について統一化されていない。)
	〇 国土交通省としても、実態の調査・把握に努めるべき。
	〇 なお、占用料の扱いについての明確な回答はないが、申
	請不要である点を鑑みると、占用料も不要であるものと
	判断する。

## 【その他 (IT) ②】

規制・制度改革事	河川占用申請書・港湾占用申請書の申請様式の統一化、電子
項	化
規制・制度改革の	① 河川占用申請に関しては、申請フォーマットの簡素化方
概要	向での河川管理者間の統一及び標準処理期間の1か月程
	度への短縮につき、検討を開始し、結論を得た上で、国
	土交通省から各河川管理者に対して、周知・徹底する。
	<平成 23 年度検討・結論・措置>
	② 港湾区域等の占用許可申請に関しては、港湾管理者が行
	っている事務についての実態調査を行い、その結果を踏
	まえ、港湾管理者に対し申請の統一化に向けた検討を促
	す文書を発出する。<平成 23 年度検討・結論・措置>
	③ 国土交通省直轄管理施設(道路・河川)の各種申請に関
	しては、ワンストップサービスで許可申請が可能となる
	よう申請書類の標準化及び提出窓口の集約化等につい
	て、検討し結論を得る。<平成 23 年度中検討・結論>
所管省庁	国土交通省
当該規制・制度改	〇 河川に係る占用許可申請書は、河川法施行規則第 12 条に
革事項に対する	おいて定められていることは承知しているが、実態は、
分科会・WGの基	施行規則のとおりとなっておらず、河川管理者によって
本的考え方	独自の申請フォーマットがある点は問題。
	〇 廃止した電子申請時のフォーマットを、そのまま紙ベー
	スの申請用に使えるようにすれば良いのではないか。
	〇 国土交通省としても、申請フォーマットがバラバラであ
	る点について、実態の調査・把握に努めるべき。
	〇 標準処理期間が3か月かかるという点に関しても、道路
	の占用許可申請手続が2~3週間であるという点に鑑み
	ると、手続の一層の迅速化が必要である。
	〇 港湾に関わる申請手続に関しては、国土交通省が22年度
	中に実施する実態把握を踏まえ、標準処理期間も含めて、
	参考となる指針を早期に作成すべき。
	〇 なお、実態把握を行った結果、申請フォーマットが、事
	業者に過剰な負担を強いる申請となる形で統一化される
	のではなく、簡素化に努めるべき。
	〇 また、国土交通省所管(道路・河川・港湾)に関しては、

- ワンストップサービスで許可申請が可能となるよう申請 書類の標準化及び提出窓口の統一化、又は使い勝手の良 い電子申請による申請業務の簡素化を実現すべき。
- なお、各地方自治体の管理者側からは、本件はあくまで 自治事務の範疇であるべしとの考えもあるが、今回の要 請は、地方分権の推進を覆すようなものではなく、申請 者側の業務上の負担軽減をお願いすべく、単に、申請様 式の統一と、標準処理期間の設定を要望するだけのもの である。

# 【その他 (IT) ③】

規制・制度改革事	国立公園の景観対策に関する許可基準の周知・徹底
項	
規制・制度改革の	・ 国立公園の景観対策に関する許可基準に関して、当該基
概要	準を順守するよう、周知・徹底を図る。
	<平成 23 年度早期措置>
所管省庁	環境省
当該規制·制度改	〇 国立公園等に係る各種行為許可申請書は、自然公園法施
革事項に対する	行規則において定められていることは承知しているが、
分科会・WGの基	実態は、施行規則のとおりとなっておらず、各管理者に
本的考え方	よって独自の申請フォーマットがある点は問題。
	〇 環境省としても、申請フォーマットがバラバラである点
	について、実態の調査・把握に努めるべき。
	〇 なお、実態把握を行った結果、申請フォーマットが、事
	業者に過剰な負担を強いる申請となる形で統一化される
	のではなく、簡素化に努めるべき。
	〇 標準処理期間については、手続の一層の迅速化に向けて
	周知徹底を図るべき。
	〇 また、景観対策に関わる許可基準に関しては、各管理者
	から裁量による過剰指導が行われているとの話もあり、
	実態の調査・把握の上、許可基準の周知・徹底を図るべ
	き。
	〇 なお、各地方自治体の管理者側からは、本件はあくまで
	自治事務の範疇であるべしとの考えもあるが、今回の要
	請は、地方分権の推進を覆すようなものではなく、申請
	者側の業務上の負担軽減をお願いすべく、単に、申請様
	式の統一と、標準処理期間の設定を要望するだけのもの
	である。

## 【その他 (IT) ④】

規制・制度改革事 項	河川占用標識板の掲示義務の一部緩和等
規制・制度改革の 概要	・ 占用許可条件として付している占用許可標識の明示すべき事項から、占用期間を削除すべく、各地方整備局に周知・徹底を図る。また占用施設の形態に応じて表示方法を変更できるよう、各地方整備局に周知・徹底を図る。 〈平成23年度早期措置〉
所管省庁	国土交通省
当該規制・制度改 革事項に対する 分科会・WGの基 本的考え方	〇 「占用許可条件として付している占用許可標識の明示すべき事項から、占用期間を削除する。併せて、表示方法についても、占用施設の形態に応じて表示方法の相談に応じることとする。」という国土交通省回答の早期実現を求める。

### 【その他 (IT) **⑤**】

規制・制度改革事	公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドラインの見直
項	L
規制・制度改革の	・ 公益事業者の共架申請様式の統一化・簡素化、申請手続
概要	の簡素化及び電柱強度の考え方等について、実態の調
	査・把握に努め、その結果を踏まえ、必要に応じてガイ
	ドラインの見直しについて検討する。
	<平成 23 年度検討・結論>
所管省庁	総務省
当該規制・制度改	〇 電柱強度を理由に通信ケーブルを迂回させられたりする
革事項に対する	などの実態を的確に把握すべき。
分科会・WGの基	〇 実態の調査・把握に努め、必要に応じ、ガイドラインの
本的考え方	見直しを行うべき。

# 【その他 (IT) ⑥】

規制・制度改革事	光ファイバーケーブルの部分開放ルールの整備(引込区間の
項	開放)
規制・制度改革の	・ NTT東西が電柱から顧客(ビル等)の間に敷設する引
概要	込線と他事業者の設備を電柱上の接続箱等で接続する場
	合など、新たな接続形態による接続要望について、具体
	的な要望内容、技術的な可能性及びNTT東西に対する
	経済的負担の程度を踏まえた上で、光ファイバーケーブ
	ルの部分開放(アンバンドリング)に関するルールの明
	確化を図る。<平成 23 年度検討・結論>
所管省庁	総務省
当該規制・制度改	〇 一義的には、要望の具体化と事業者間の積極的な協議を
革事項に対する	促すよう求める。
分科会・WGの基	〇 その上で、総務省において、当該要望に関する新たな接
本的考え方	続形態について、アンバンドルの可否を検討すべきであ
	る。

# 【その他 (IT) ⑦】

規制・制度改革事	有線電気通信法における設置手続の簡素化・電子化
項	
規制・制度改革の	・ 行政手続の簡素化の観点から、事業者の要望等を踏まえ
概要	つつ、申請業務の簡素化を実現すべく、検討し結論を得
	る。<平成 23 年度検討・結論>
所管省庁	総務省
当該規制・制度改	〇 設置者が十分な技術的知識を有し、自立的に技術基準適
革事項に対する	合性が確保されると考えられる場合(電気事業者の業務
分科会・WGの基	用設備等)等は、届出不要としているが、①電気通信事
本的考え方	業者と電気事業者の相互接続の場合や、②電気事業者同
	士が共同で設置した場合など、自律的に技術基準適合性
	が確保されている場合でも、届出が必要となっている。
	〇 設置した有線電気通信設備が損害を与えた場合は、民法
	上の損害賠償等により対応する考え方もあるが、他方、
	有線電気通信については、安全・信頼性等を確保する観
	点から、事前届出などの必要最低限の規律は必要と考え
	られることから、事業者負担の軽減は、申請業務の簡素
	化により実現するよう努めるべき。

## 【その他 (IT) **8**】

1840 404 1	
規制・制度改革事   _	有線電気通信法における卸供給事業者の扱いの改善につい
項 	Τ
規制・制度改革の	・ 有線電気通信法第3条第4項第4号に基づき、有線電気
概要	通信法施行規則第6条第5号においては、電気設備の技
	術基準を定める省令第50条の規定により設置する有線
	電気通信設備について、有線電気通信法第3条の総務大
	臣への有線電気通信設備の届出を不要としているとこ
	ろ。
	電気設備の技術基準を定める省令第 50 条第 1 項の適用
	対象設備に係る解釈の明確化を図る。
	<平成 23 年度早期措置>
所管省庁	経済産業省
当該規制·制度改	O 卸供給事業者(従前の卸電気事業者(200万kW以下))
革事項に対する	の有線電気通信設備(共同設置や相互接続以外の自社設
分科会・WGの基	備・自社使用のもの)は、電気設備の技術基準第 50 条に
本的考え方	規定する「電力保安用通信設備」に該当するとの経済産
	業省回答があり、これを了解。
	〇 当該技術基準に規定する「電力保安用通信設備」である
	ことで、有線電気通信法上の届出も不要となる。
	〇 他方、本件に関しては、「電気設備の技術基準」及びその
	「解釈」を読んでも、分かりにくい形となっているため、
	今後、再生可能エネルギーを設置する事業者等、卸供給
	事業を営む者が、誤解なきよう、何らかの形で明らかに
	すべき。
	○ 現時点においても、卸供給事業者が 70 社近くいることを
	鑑みれば、今後も同じような誤解を生じる可能性が懸念
	される。
	│ ○ 特に、一般電気事業者向けの売電ではなく、PPS向け
	や卸電力取引所向けの売電の場合についての解釈も明ら
	かにすべき。
	13 1C 9 4C 0

# 【その他 (IT) **9**】

規制・制度改革事	電気通信分野におけるユニバーサルサービスの考え方の基
項	本的転換
規制・制度改革の	・ 総務省における「ブロードバンドサービスが全国に普及
概要	するまでの移行期における基礎的電気通信役務(ユニバ
	ーサルサービス)制度の在り方」の検討・結論を踏まえ、
	早期の制度措置を図る。<平成 23 年度措置>
所管省庁	総務省
当該規制・制度改	〇 「情報通信審議会の答申を踏まえ、速やかに関係省令(電
革事項に対する	気通信事業法施行規則等)の改正を行い、平成 23 年度か
分科会・WGの基	ら新たな制度を施行する予定」との総務省回答の速やか
本的考え方	な実施を求める。

# 【その他 (IT) ⑩】

規制・制度改革事	IP電話の品質基準の見直し
項	
規制・制度改革の	・ 将来のIP網の普及を前提とした品質基準の在り方につ
概要	いて、我が国独自のものではなく、国際的に整合性の取
	れたものとすべく、実際のユーザ体感品質(QoE)に係る
	国際標準化機関における標準化活動に積極的に参画し、
	検討を進める。
	<平成 23 年度検討、国際標準化の結果を踏まえて結論>
所管省庁	総務省
当該規制・制度改	〇 今後の高齢化社会の急速な進展を考えれば、固定電話及
革事項に対する	びIP電話の区別なく、そもそも、いわゆる「音声帯域
分科会・WGの基	(領域)」の拡張による通話品質の向上のような方策があ
本的考え方	るが、既に広く国民生活に普及し、利用されている既存
	の電話端末等が利用できなくなる懸念を踏まえれば現実
	的ではない。
	〇 近年、通信サービスの品質については、実際のユーザ体
	感に基づいた新たな品質(QoE:Quality of Experience)
	に係る評価尺度や推定技術等について、国際電気通信連
	合(ITU)等の国際標準化機関において議論されており、
	今後、我が国としてもこれらを踏まえた検討等を進める
	べきではないか。

### 【その他 (IT) ①】

規制・制度改革事	固定電話における番号提供条件(番号区画)の見直し
項	
規制・制度改革の	・ 将来のIP網の普及を前提とした番号の在り方について
概要	検討し、結論を得る。<平成 23 年度検討・結論>
所管省庁	総務省
当該規制・制度改	〇 電話交換機(交換網)からルーター(IP網)に通信ネ
革事項に対する	ットワークが大きく変わりつつある中で、将来のIP網
分科会・WGの基	の普及を前提として番号の在り方について、検討を開始
本的考え方	すべき。

### 【その他 (IT) ②】

規制・制度改革事	無線IP電話への電話番号付与の実現
項	
規制・制度改革の	・ 無線 I P 電話への電話番号の付与条件について、周知・
概要	徹底を図る。<平成 23 年度早期措置>
所管省庁	総務省
当該規制・制度改	〇 IP電話については、有線・無線に関わらず050番号
革事項に対する	を使用可能ということは理解できる。
分科会・WGの基	〇 将来のIP網の普及を踏まえた品質基準の在り方につい
本的考え方	て、国際整合性を図りながら検討を行う必要がある。
	〇 その上で、今後の無線IP電話の促進のため、無線IP
	電話の付与条件について、何らかの形で明らかにするべ
	きである。

## 【その他 (IT) ③】

規制・制度改革事	携帯電話の番号要件に係るNTT東西との直接接続条件の
項	見直し
規制・制度改革の	・ ネットワークの品質や信頼性の確保が技術的に担保可能
概要	である点を確認の上で、NTT東西への直接接続だけで
	はなく、他の電気通信事業者の網を介しての網間信号接
	続が可能となるよう措置する。
	<平成 23 年度検討・結論・措置>
所管省庁	総務省
当該規制・制度改	〇 共有の有限資源である電気通信番号を効率的に利用可能
革事項に対する	であることや、緊急通報の取扱いを始め多くのユーザー
分科会・WGの基	間で安定的な通信サービスを提供するためのネットワー
本的考え方	クの品質や信頼性の確保が技術的に担保可能かについて
	関係事業者に対する調査を行うとの総務省回答の速やか

### 【その他 (IT) ④】

規制・制度改革事	無線局免許状の管理・保管の負担軽減
	無稼用免許後の官連・休官の負担軽減
項	
規制・制度改革の	・ 無線局免許状を電子化して交付する等、免許状の管理・
概要	保管の負担を軽減するための方策について検討し結論を
	得る。<平成 23 年度検討・結論>
所管省庁	総務省
当該規制・制度改	〇 官職証明書とは、政府認証基盤において発行された電子
革事項に対する	証明書であり、行政機関から発信される公文書に対して
分科会・WGの基	電子署名を行うために利用される。
本的考え方	〇 官職証明書については、「政府認証基盤官職認証局」(平
	成 21 年 5 月 25 日改定、行政情報システム関係課長連絡
	会議了承)の文書において、有効期間を3年と定めてい
	る。
	〇 一方で、警察庁の官職証明書の有効期間は5年と定めて
	いることから、総務省においても同様の措置を含めた免
	許状の管理・保管の負担軽減策について検討されたい。

## 【その他 (IT) ⑤】

規制・制度改革事 項	無線局の設置場所についての記載方法の簡素化
規制・制度改革の 概要	・無線局の開局・変更申請などにおいて、原則、無線局の 住所に物件名までの記載が不要である旨について、周 知・徹底する。<平成23年度早期措置>
所管省庁	※務省
当該規制・制度改 革事項に対する	○ 同一番地で建物が複数存在するような場所で速やかな措置が行えるよう無線局の設置場所を特定しておく必要が
分科会・WGの基 本的考え方	あるということは理解できる。 〇 一方、そのようなケースは非常にまれなケースと考えら
	れることから、統一的な対応がなされるよう早期措置を 求めたい。

#### 【その他 (IT) **⑥**】

規制・制度改革事	無線局の開局目的の簡素化
項	
規制・制度改革の	・ 申請業務の簡素化・効率化の観点及び着実な無線局の監
概要	督管理の観点から、無線局の目的区分の大くくり化に関
	して、検討し結論を得る。<平成 23 年度検討・結論>
所管省庁	総務省
当該規制・制度改	〇 電波の能率的な利用の観点から無線局の目的区分は一定
革事項に対する	程度必要との総務省の回答は理解できるが、他方、総務
分科会・WGの基	省が設定した区分(137)と用途区分(217)は、細かく
本的考え方	設定されており複雑であるため事業の柔軟性等を阻害す
	る要因とも考えられる。
	〇 電波法改正により無線局の目的が柔軟に変更できるとあ
	るが、どのようなケースまで柔軟に変更できるのか具体
	的に例示すべき。通信・放送間の共用に限定されるので
	あれば、あくまで 137 ある目的の中の一部に限定した目
	的の柔軟化にすぎないと考える。

	<del>,</del>
規制・制度改革事	携帯電話エリア整備事業(伝送路)における各種申請手続の
項	簡素化
規制・制度改革の	<ul><li>申請者(地方自治体及び携帯電話事業者)及び総務省側</li></ul>
概要	の業務量削減の観点から、必要最低限の申請書類で済む
	よう、提出書類の簡素化について、検討し結論を得る。
	<平成 23 年度検討・結論>
所管省庁	総務省
当該規制·制度改	〇 事故報告書及び実績報告書のそれぞれの必要性等の総務
革事項に対する	省の説明は理解。
分科会・WGの基	〇 また、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律と
本的考え方	の関係についても理解。
	〇 その上で、法の見直し及び補助金交付業務の抜本的見直
	しを前提とせずに、申請者及び総務省側の業務量削減の
	観点から、同じような書類の提出は不要とするなど、必
	要最低限の申請書類で済むよう、検討すべき。

規制・制度改革事	携帯電話の効率的エリア拡充に向けたネットワークシェア
項	リングのためのルール整備
規制・制度改革の	・ 携帯事業者等の間におけるネットワークシェアリングに
概要	向けた事業者間協議が円滑に実施できるように、事業者
	の要望等を踏まえ、課題解決に向けて更なる取組を検討
	する。<平成 23 年度検討・結論>
所管省庁	総務省
当該規制・制度改	〇 ローミングについては、提供事業者が有利な立場での交
革事項に対する	渉となり、事業者間協議では公平な条件の下での協議が
分科会・WGの基	困難となる場合がある。
本的考え方	〇 設備競争がなされない問題について、総務省からの指摘
	があるが、事業者に与えられた周波数帯の違いにより、
	地域によっては事業開始前からネットワーク構築の効率
	性には差が生じていることは否めない。
	〇 地域によっては不利な状況での設備競争を強いられてい
	る事業者がいる以上、当該状況の是正のため、携帯事業
	者等間におけるネットワークシェアリングに向けた事業
	者間協議が円滑に実施できるように、事業者の要望等を
	踏まえ、課題解決に向けて更なる取組を検討すべき。

規制・制度改革事	電波の医療機器への影響に関するガイドラインにおける携
項	帯電話分類の明確化
規制・制度改革の	・ ガイドライン(各種電波利用機器の電波が植込み型医療
概要	機器へ及ぼす影響を防止するための指針)の記載につい
	て、第二世代携帯電話サービス終了時に合わせて見直し
	を行う。<平成 23 年度検討・結論>
所管省庁	総務省
当該規制·制度改	〇 端末を世代別に区分することは外見上容易ではないこと
革事項に対する	は理解するが、当方の要望は、あくまで、ガイドライン
分科会・WGの基	の記載において、第二世代と第三世代の携帯電話を混在
本的考え方	させるような表現を避けること(区別すること)を要請
	しているにすぎない。
	〇 第三世代携帯電話については、WiMAX 機能等を搭載した
	端末も発売されてきていることから、これらを含めた影
	響についても併せて調査し、通信方式別等に分類して整
	理すべき。

規制・制度改革事	航空機に搭載された無線装置の定期検査の簡素化
項	
規制・制度改革の	・ 航空機の無線機器の信頼度は日々向上しており、総合試
概要	験(飛行試験)により信頼性管理が十分に可能であるこ
	とを考慮し、また、事業者負担の軽減の観点から、当該
	部品を機体から取り外す必要のある「電気的特性の点検」
	の検査に関して、更なる簡素化の措置(定期検査内容の
	緩和、定期点検の延長措置等)について、実態の把握に
	努め検討、結論を得る。<平成 23 年度検討・結論>
所管省庁	総務省
当該規制・制度改	〇 無線局検査事務規定(総務省通達)により、無線設備の
革事項に対する	保守、整備体制が自ら備わった事業者に関しては、二分
分科会・WGの基	の一の装置について、点検の省略ができる点は理解。
本的考え方	〇 他方、今回の要望は、上記通達の存在を踏まえた上で、
	さらなる検査の簡素化を要望するものである。
	〇 特に、航空機に装着された無線装置は、定期的に地上に
	取り降ろして、電気的特性試験を実施しなければならな
	いが、当該試験の検査頻度の見直しを要望する。
	〇 中小の航空業者にとって、大規模な設備投資を要する条
	件を自社で確立するのは現実的ではなく、検査の更なる
	簡素化の措置を要望する。

規制・制度改革事 項	船級協会が交付する条約証書の裏書業務の追加
規制・制度改革の 概要	・ 無線設備に係る関係法制度の整備を踏まえ、貨物船安全 無線証書は、国土交通省が裏書するだけではなく、船級 協会でも裏書できるようにする。 <平成23年度以降できる限り早期に措置>
所管省庁	国土交通省
当該規制・制度改 革事項に対する 分科会・WGの基 本的考え方	<ul> <li>○ 国土交通省回答によると、「無線設備に係る関係法制の整備が整い次第、国際的な動向等を考慮しつつ、将来的な課題として」とあるが、そもそも無線設備に係る関係法制及び国際的な動向が、当該規制改革の条件になるとは思われない。</li> <li>○ 国土交通省に対しては、将来的課題として整理するのではなく、速やかな措置を求める。</li> </ul>

規制・制度改革事 項	学術用途における権利制限の在り方の検討
規制・制度改革の 概要	・ 科学振興や技術研究等に資するため、著作物の活用に向けて、学術用途の定義について検討を行った上で、権利制限の対象とすべきか否かについて検討を実施する。 〈平成23年度検討・結論〉
所管省庁	文部科学省
当該規制・制度改 革事項に対する 分科会・WGの基	○ 今後、我が国の成長力を支えるためには、研究環境の整備を図り、知的財産の適切な活用を図ることが重要である。
本的考え方	○ 現在、著作物の利用に際して、科学振興や技術研究につ ながる学術利用の場合であっても著作権者への申請や対 価の支払が必要となるケースが生じている。
	○ 学術用途に限った場合、公共性の高い用途であり、研究目的を達成しようとする合理的に必要と認められる著作物の利用であることから、成長力の強化につながるものと考えられる。
	〇 一方、「学術用途」として捉えられる範囲は明確になって おらず、適用範囲を明確にする必要がある。
	○ そのため、「学術用途」の定義を明確にした上で、学術用途に限った著作物の利用については、フェアユースとして著作権者の承諾なしに利用可能となるよう措置すべきである。

	/
規制・制度改革事	自動車関連情報のIT化
項	
規制・制度改革の	・ 自動車の事故情報及び初年度からの自動車検査登録情報
概要	等について、個人情報の保護に留意しながら、ITを活
	用した一元管理・公開の可能性を、警察庁と国土交通省
	の両省が協議の上、連携して検討を行う。
	<平成 23 年度検討・結論>
所管省庁	警察庁、国土交通省
当該規制·制度改	〇 中古車の取引において、適正な評価・購入を行うために
革事項に対する	は、過去のオーナー数、オーナーごとの所有期間、過去
分科会・WGの基	の事故情報等を把握する必要がある。
本的考え方	〇 自動車関連情報は、警察庁において事故情報を、国土交
	通省において自動車の検査登録情報を管理していること
	から、これらの情報を一元管理し、自動車の利用サイク
	ルの中で「どの車両が」「いつ」「どのような整備(事故)
	を」行った(起こした)のかといった証明が求められる。
	〇 現在、国土交通省において、自動車検査登録情報を提供
	するサービスを開始しているが、Web 上では過去4か月
	間の更新履歴情報しか閲覧できないことから、過去のオ
	ーナー数、オーナーごとの所有期間が容易に確認できな
	い状況となっている。
	〇 そのため、個人情報の保護に留意した上で、初年度から
	の自動車登録情報を Web 上で公開可能となるよう検討を
	要望する。
	〇 また、過去の事故情報を把握するためには、車台番号に
	よる自動車の事故履歴の検索を可能とすることが重要で
	ある。
	〇 自動車安全運転センターにおいて交通事故証明書を発行
	していることから、例えば、これらの項目の中に車台番
	号を追加し、車台情報から事故情報を確認できるような
	仕組みを構築可能となるよう検討を要望する。

規制・制度改革事	ITの活用による都市開発のワンストップ化
古古	
項	
規制・制度改革の	・ ITの活用により、国土交通省に係る都市開発に関する
概要	行政手続のワンストップ化について検討し、結論を得る。
	<平成 23 年度検討・結論>
所管省庁	国土交通省
当該規制・制度改	〇 都市開発に当たっては、建物管理、道路管理、土地区分
革事項に対する	等様々な情報を扱う必要があることから、手続や申請窓
分科会・WGの基	口、様式等が複雑化している。
本的考え方	〇 短期間により簡便な形での申請を可能とするため、将来
	的には複数の行政機関にまたがっている手続を簡素化す
	ることが望ましいが、まずは国土交通省が関係する申請
	手続等について、実態の調査・把握に努め、その上で行
	政手続のワンストップ化について検討を行っていく必要
	がある。

### 4-5. 住宅・土地分野

(1) 住宅・土地分野における改革に向けた基本的考え方

#### (基本認識)

- 少子高齢化、厳しい雇用情勢や円高など、現在の社会経済情勢下においては、新しい投資が行われやすい社会を創ることが重要である。経済波及効果が高い住宅・まちづくり分野においても事業者・国民が前向きに考えられるような制度の見直しや仕組みづくりを進めていくことが求められる。
- 〇 特に、老朽化が進むマンションは今後急速に増加し、築50年以上のマンションは現在の1万戸から2030年には約90万戸に達すると見込まれ、入居者の高齢化とあいまって社会問題化しつつある。防災性や機能性、環境性能等の観点から、これらの建替えを促進し、円滑に再生していくことは喫緊の課題である。
- 加えて、国、地方公共団体の財政状況が厳しい中、公の側の意識改革も 含め、民間事業者に対して適切な誘導策を講ずることにより、民間の力を 最大限活用した社会資本の整備及び維持管理を着実に行うことが不可欠 である。官と民との協調により国民の立場に立って使いやすいように、国 民にもプラス、かつ、事業者にもプラスとなる仕組みを充実させていくべ きである。
- 住宅・街づくりの整備・再生や活用に関する規制については、現在の問題点のみならず、将来を見据えた視点で新しいまちづくりが行えるよう改革していくべきである

### (改革の方向性)

### 〇 老朽化した建築物の円滑な更新の促進

新成長戦略にも掲げられている老朽化した建築物の建替え等を確実に 実行することにより、耐震性や環境性能に劣った建物や団地を更新し、 快適で安心・安全なまちづくりを円滑に進めることや民間事業者の創意 工夫や意欲を高めるため、それらを阻害する建築規制や区分所有法等の 法的隘路を見直していくことが重要である。

### ○ 官と民の連携等によるまちづくり・すまいづくり

経済活動や生活の基盤である都市の再生や住宅の整備・更新の円滑化を図るためには、「安全・安心の確保」、「官と民の連携」、「現場目線での見直し」の視点を持ち、これまで築いてきた街を劣化させることなく、良質な街並みや環境に配慮したまちづくり・すまいづくりを促進することが重要である。

### (2) 各府省庁が取り組む規制・制度改革事項

## 【その他(住宅・土地) ①】

規制・制度改革	老朽化建築物等の建替えに資する建築規制の緩和
事項	
規制・制度改革	・ 容積率の既存不適格物件となっている老朽建築物の建替
の概要	え方策の検討に向けて、大都市圏内の既存不適格物件に
	ついて、実態把握のための調査を行う。
	<平成 23 年度措置>
所管省庁	国土交通省
当該規制・制度	〇 老朽化建築物の建替えが進まない大きな要因として、容
改革事項に対す	積率に関して既存不適格のものが多く、建替えると面積
る分科会・WG	が小さくなるということが一番の問題となっており、特
の基本的考え方	に 31m規制の時代 (現在の容積率規制がかかる以前) に
	建てられたものはほとんどが既存不適格であるとの指摘
	もあり、面積が小さくなるため建替えたくても建替えら
	れないものが多い。
	〇 せめて古い建物を既存建物と同じ容積を認めて更新させ
	ないと、耐震性など危険なものが残存することとなり、
	安全安心の観点から問題である。この問題について建築
	行政を所管する国土交通省の考え方を国民に明確に示す
	べきである。
	〇 特に、既存不適格で建替えると面積が減少する若しくは
	容積率を限度まで使用済みの事業者も参画不能な物件に
	ついては、危険な状態のまま崩壊を待つことしかできな
	い閉塞状態となる可能性が高く、所有者のみならず周辺
	住民への影響などを考慮すれば看過することはできない
	ものと考える。
	〇 関係省庁で実施した分譲マンションの建替え等の検討状
	況に関するアンケート調査結果においても、建替えを具
	体的に進める事業上の問題点として、「既存不適格(容積
	率オーバー等)で事業スキームが組み立てられなかった」
	が最も多くあげられており、最低限、老朽建築物の建て
	替えに関する施策の充実に資するため、大都市圏の既存

不適格物件の実態を把握するなどの調査を行うべきである。また、老朽建築物の建替えについての国民の意識を 喚起するためにも、総合設計制度や地区計画等の建替え に効果的な手法・制度を周知することも重要である。

### 【その他(住宅・土地) ②】

規制・制度改革	借地借家法における正当事由制度に関する情報提供
事項	
規制・制度改革	・ 賃貸人による解約申入れ又は更新拒絶による借家契約の
の概要	終了をめぐる民事上の紛争の適切な解決に資するため、
	正当事由が問題となった裁判例の整理・分析等を行い、
	その結果をホームページで公表する等の情報提供を行り
	う。<平成23年度可能な限り速やかに措置>
所管省庁 ————————————————————————————————————	法務省
当該規制・制度	〇 全ての建物について将来的には必ず建替えや改修が必要
改革事項に対す	になるが、多数の老朽化した又は耐震性が劣る危険な建物
る分科会・WG	の存在が大きな社会問題になる前に、円滑に建替えや改修
の基本的考え方	を可能にする制度を準備しておく必要がある。
	〇 「実態調査の結果, 正当事由制度が建替え事業の進捗を阻
	害しているとの立法事実は認め難」いとの意見であるが、
	実態調査の結果によると、借家人の退去が円滑に進むよう
	な仕組みが建替えを円滑に進めるために必要であるとす
	る回答が認められる上、建替え決議がある場合に賃貸借契
	   約を終了できる又は借家権の消滅を請求できる制度を肯
	定する回答が多いことからすれば、正当事由制度を含めた
	   制度改正を行うことにより、借家人の退去が円滑に進み、
	老朽化した又は耐震性の弱い建物の建替えや改修が少な
	からず促進されるものと考える。
	〇 また、「正当事由に関する裁判例の分析結果として、その
	適切性には疑問がある。」との意見があったが、現場で建
	替えや再開発に従事した事業者から発せられた率直な実
	感であり、検討の参考とされたい。
	〇 借家人保護の要請が重要であることには異存はないが、上
	記実態調査以外の個別事例においても現行の正当事由制
	度では、借家人の存在により明渡しを求める裁判に長期間
	を要したり、高額の立退料の支払を要求されたりするなど
	の理由により建替え事業や再開発が円滑に進まない事例
	があるとの指摘も踏まえ、真摯に検討すべきである。
	〇 当事者双方の事情等様々な事情を総合的に考慮して正当

事由を判定している現行制度においても、建替え決議がなされ、借家人に対し転居先の手配や適切な立退料等の補償をした際には、正当事由の有無を判断するに当たって適切に考慮されることになるため、建替えの必要性等を常に正当事由とする見直しは適当ではないという意見であると思われるが、そうであるならば、マンションの管理組合や所有者、事業者に対して、どのような方策をとれば正当事由に該当するかの予測可能性の向上や裁判に要する期間、費用等の社会的費用の軽減を図る観点からの最低限の対応として、法務省において、過去の判例の整理・分析を行い正当事由に関する具体的な事例集等を作成し・公表する等の情報提供を行うべきである。

## 【その他(住宅・土地) ③】

規制・制度改革事	民間事業者による開発に併せた公共施設整備等の促進のた
項	めのインセンティブ拡充
規制・制度改革の	・ 民間事業者が開発事業に併せて行う公園、地下コンコー
概要	ス、歩道橋等の整備や既存道路の拡幅への協力等の公共
	貢献に見合った容積率の割増し、日影・斜線制限の緩和
	等の誘導策に係る諸制度について、更なる活用を図るた
	め、その運用実態やニーズを調査・検証した上で、地方
	公共団体に対して周知を徹底するとともに、それらの誘
	導策の具体的な事例を収集し、情報提供を充実させる。
	<平成 23 年度措置>
所管省庁	国土交通省
当該規制·制度改	〇 国、地方公共団体ともに今後も厳しい財政状況が続く中
革事項に対する	においては、民間資金も活用して必要な財源を確保し、
分科会・WGの基	公共施設の整備及び維持管理を的確に行っていくことが
本的考え方	必要不可欠である。
	〇 具体的には、民間事業者が都市開発事業にあわせて、公
	共施設の新設や老朽化した公共施設の更新を行った際に
	は、容積率の割増しなどのインセンティブの付与や、公
	園等の公共施設を整備する際の規格・基準や道路等の占
	用許可等の運用の弾力化等を行い民間の資金等で公共施
	設整備を行う際の障害を外していくことが必要と考え
	る。
	○ 例えば、新たに歩道橋を設置してその橋脚や階段が既存
	の民有地内に設置される場合等には、当該部分も道路区
	域に指定されることになる。道路区域に指定された部分
	については、用地買収され当然に建築物の敷地面積に含
	めることができないため、結果として容積率も縮減され
	ることになる。
	〇 このような場合に、当該部分の面積を敷地面積に算入す
	ることが認められれば、従前敷地面積と同じ容積を確保
	することが可能となるため、都市の公共インフラ整備へ
	の協力に対する民有地所有者へのインセンティブとな
	り、都市開発事業等の促進が図られるものと考える。

○ 民間事業者が開発事業に併せて公共施設を整備する際のインセンティブとして、公園、地下コンコース、歩道橋等の整備や既存道路の拡幅などの協力に見合った容積率の割増しなどの容積率ボーナスの付与、日影・斜線制限の緩和等を行うなど、当該公共貢献に見合った誘導策について、更なる活用が図られるよう地方公共団体に対して周知を徹底すべきである。また、それらの誘導策の具体的事例を収集し、情報提供を充実させるべきである。

### 【その他(住宅・土地) ④】

規制・制度改革 事項	都市開発事業を対象とした道路空間への建築制限の緩和
規制・制度改革の概要	・ 街区の面積が比較的小さい中心市街地等で複数街区をまとめて一定規模の敷地として開発することが求められる場合などに、既存の一般道路の通行機能を残しつつ、一般道路、細街路等の道路上空を活用し、道路空間と建築物の立体的利用による大街区化の都市開発事業を可能とする方策について検討を行い、所要の措置を講じる。 〈平成23年度検討・可能な限り速やかに措置〉
所管省庁	国土交通省
当該規制・制度 改革事項に対す る分科会・WG の基本的考え方	<ul> <li>○ 道路の通行機能を残した上で、道路上空を活用した大街区による建築空間とすることで、複数街区にまたがる一体的な土地利用が図られ、快適でにぎわいのある連続した都市空間を形成することが可能となる。</li> <li>○ 歴史のある古い街並みを持つ地区など細街路が多い地区の都市再生の手法として効果を発揮するものと考えられる。</li> <li>○ このため、一定の良質な都市空間づくりに資する開発などについては、細街路等の道路と敷地の柔軟な再編を実施できるよう、道路区域内に建築することができる建築物の範囲の拡大等規制の緩和を行い、道路空間と建築物の立体的利用による大街区化の都市開発事業を可能とするべきである。</li> </ul>

## 【その他(住宅・土地) ⑤】

規制・制度改革	老朽再開発ビルの再々開発事業に向けた環境整備
事項	
規制・制度改革	・ 過去に市街地再開発事業等により施行された地区の実態を
の概要	把握するための調査を行い、調査結果を公表する。
	<平成23年度調査開始、可能な限り速やかに措置>
所管省庁	国土交通省
当該規制・制度	〇 初期の都市再開発法の市街地再開発事業等として建設さ
改革事項に対す	れた駅前の再開発ビルにおいて、老朽化や核テナントの撤
る分科会・WG	退等によるビル全体の管理運営の困難などにより、建替え
の基本的考え方	を検討している地区がみられるが、都市再開発法第3条第
	3項に規定されている「当該区域内の土地利用が細分化さ
	れていること等により、当該区域内の土地利用が著しく不
	健全であること」という要件が満たせず都市再開発法によ
	る建替えを行うことが困難とされている事例が見受けら
	れる。
	〇 また、再開発ビルは従前の細分化された土地に関係した権
	利者を収容していることなどから区分所有者等の権利者
	が多いため、都市再開発法の権利変換手法を活用しないと
	建替えが実質的に困難である事例が多いとの指摘もある。
	〇 都市再開発法制定から 40 年を経過し、今後、再開発ビル
	の建替えを円滑に進めることは都市再生の観点からも重
	要であると考えられるため、過去に市街地再開発事業等に
	より施行された地区の実態調査を行い、再開発ビルの建替
	えに関する法制度上等の問題点について検討を行うべき
	である。
	〇 少なくとも、都市再開発法第3条第3項の「当該区域内に
	十分な公共施設がないこと、当該区域内の土地の利用が細
	分されていること等」の規定は「当該区域内の土地の利用
	状況が著しく不健全であること」の例示であることを踏ま
	え、それ以外の当該区域内の土地の利用状況が著しく不健
	全であることの具体例を明示するなど技術的助言を行う
	べきである。

# 【その他(住宅・土地) ⑥】

+0 +1 +1 + 7- 7- +	サのウキガギロルロのセナ
規制・制度改革	特例容積率適用地区の拡大
事項	
規制・制度改革	・ 特例容積率適用地区制度は土地の有効利用を図る上で効果
の概要	的な制度であるが、現在、全国で1地区しか指定されてい
	ない。このため、本制度の積極的な活用に向け、制度の活
	用が想定される地区等の実態やニーズを調査・検証し、そ
	の結果を踏まえ、地方公共団体に技術的助言を行う。
	<平成 23 年度措置>
所管省庁	国土交通省
当該規制・制度	〇 老朽マンションの建替えや密集市街地の建物の共同化の
改革事項に対す	促進等の都市再生の観点から、未利用容積を移転するこ
る分科会・WG	とにより土地の高度利用を可能とする本制度の活用を促
の基本的考え方	進すべきであるが、現在、全国で1地区しか指定されて
	いないところである。本制度の積極的な活用を図るため、
	「適正な配置及び規模の公共施設を備えた土地の区域」
	等の指定基準の考え方について、当該区域内の一部に公
	共施設の整備水準が高くない地区があっても当該地区が
	容積率移転を受けないことが担保できる措置が講じられ
	ている場合や将来、適正な配置及び規模の公共施設の整
	備が確実と見込まれる場合であれば、指定可能であるこ
	とを示すなど地方公共団体に技術的助言を行うべきであ
	る。

# 【その他(住宅・土地) ⑦】

規制・制度改革	構造計算適合性判定の対象範囲の見直し
事項	
規制・制度改革	・3階建て以下の小規模建築物を構造計算適合性判定の対象
の概要	範囲から除外することなどについて、国土交通省に設置さ
	れた「構造計算適合性判定制度関連技術検討委員会」にお
	ける検討結果を踏まえ、制度の見直しを検討し、結論を得
	る。<平成23年度検討開始、可能な限り速やかに結論>
所管省庁	国土交通省
当該規制・制度	〇 小規模建築物については、予算や工期面で余裕がないた
改革事項に対す	め、構造計算適合性判定を避ける計画を採用する作用が働
る分科会・WG	き、3階建ての建物については、基礎高さや室内天井高を
の基本的考え方	低くし、軒高を抑え、構造計算適合性判定を回避している
	場合も多いとの指摘もある。基礎高さの短縮はメンテナン
	スや床下の通風上の問題があり、建物の長期使用を阻害す
	る。また、天井高さについても、長期優良住宅の認定基準
	では躯体天井高さ 2.65m以上とされているが、3階建て
	住宅については 2.2~2.4m程度にせざるをえず、快適な
	住空間を確保することができないなどの問題が生じてい
	る。
	〇 安全安心の確保が第一ではあるが、構造上の取扱い・判断
	が難しい鉄筋コンクリート造について高さ 20mまで構造
	適合性判定の対象とならないことを踏まえれば、木造又は
	鉄骨造の小規模建築物で軒下9mを超えるとその対象と
	なることは過重な規制との指摘は相当であると考えられ
	るため、耐震安全性や構造上の観点から技術的に検討を行
	った上で、制度の見直しを行うべきである。

## 【その他(住宅・土地) ⑧】

規制・制度改革	自動車整備工場に対する建築基準法の用途地域ごとの面積制
事項	限の緩和
規制・制度改革	① 当面の対応として、自動車整備工場の立地状況や市街地環
の概要	境への影響、事業者等の要望等に係る実態調査を行い、そ
	の結果を踏まえ、必要な規模の自動車整備工場の立地を容
	易にする方向で検討し、所要の措置を講じる。
	<平成 23 年度中検討・結論・措置>
	② また、「建築法体系勉強会」における建築法体系全体の見
	直しの検討結果を踏まえた次期建築基準法改正過程にお
	いて、上記と同様の方向で、本面積制限の在り方も含め検
	討を行い、結論を得る。
	<平成 23 年度検討開始、次期法改正時までに結論>
所管省庁	国土交通省
当該規制・制度	〇 自動車整備工場は、第1種・第2種住居地域では50 ㎡以
改革事項に対す	下、準住居地域では 150 ㎡以下、商業地域、近隣商業地域
る分科会・WG	では300 ㎡以下などの面積による規制がなされているが、
の基本的考え方	そもそも、単純に床面積だけで規制することの合理性は低
	いものと考えられる。
	〇 自動車整備工場は現行規制が制定された当時と比べ、使用
	する機器・設備等の振動や騒音レベルは相当低下している
	ことに加え、建物自体に遮音措置を講じているので、そも
	そも工場として取り扱うことは適当ではなく、幹線道路沿
	いであれば住居地域においても面積制限を設けることな
	く建築を認めても支障はない地域も多いものと考えられ
	る。
	〇 本規制は、工場の騒音等から周辺環境を守るという趣旨と
	理解するが、そうであるならば、自動車整備工場の機器等
	の振動・騒音レベルの低下や遮音性能等技術の進歩を踏ま
	え周辺環境に与える影響等にも配慮しつつ総合的に検討
	を行い、適時適切に見直しを行うことが必要である。
	〇 少なくとも本規制の改正時に発出された「自動車整備工場
	に係る建築基準法第 48 条第5項から第7項までの規定に
	関する許可の運用について(平成5年6月25日付、建設

省住街発第95号)」の通達による運用で建築可能としている面積程度までは、公聴会や建築審査会の同意等の手続を経ずともその地域の実情を熟知している特定行政庁の判断で許可を可能とするなど見直しを行うべきである。

## 【その他(住宅・土地) ⑨】

規制・制度改革	建築物の仮使用承認手続及び完了検査制度の見直し
事項	
   規制・制度改革	・ 賃貸用オフィスビルなどで、未入居部分に本来必要のない
の概要	暫定的な内装仕上げを施して完了検査を受けるという無
07帆安 	
	駄を余儀なくされるとの指摘も踏まえ、消防設備や避難経
	路等については全て工事が完了し、安全上、防火上及び避 ##   古時 / 5 *** - こ   / 5 * 7 ***   5 * 7 ***   7 * 7 ***   7 * 7 * 7 * 7 * 7
	難上支障がないことが合理的に判断できる場合であって、
	テナント未入居部分のみが、壁や床などの内装工事を残し
	工事完了している場合に係る仮使用承認手続の迅速化な
	どについて検討を行い、結論を得る。
	<平成 23 年度検討・結論>
所管省庁	国土交通省
当該規制・制度	○ そもそも現状では、建築確認申請は民間の確認検査機関に
改革事項に対す	開放されており、中間検査、完了検査を含めて実施できる
る分科会・WG	が、仮使用承認手続については特定行政庁しか行うことが
の基本的考え方	できない。
	○ それにより、民間の確認検査機関が建築確認審査、中間検
	査、完了検査を行う建築物について、その途中段階に当た
	る仮使用承認のみ、特定行政庁が行わなければならないこ
	とは、審査の効率化、迅速化の面からみて不合理であり、
	建築物の仮使用承認手続の迅速化を図るため、民間の確認
	検査機関も仮使用承認手続をできるように検討を行うべ
	きである。
	○ 建築物仮使用承認の審査内容についても、オフィスビルな
	ど用途によっては、工事中の建築物について想定される危
	難上の対策について建築確認や完了検査と同様に詳細に
	#エの対象について建業確認で光子検査と同様に計画に チェックリスト化することも可能な物件もあるものと考
	えられ、必ずしも特定行政庁のみがその主体となる必要は
	ないのではないか。
	〇 例えば、賃貸用オフィスビルについては、一部未入居のま
	ま使用を開始するケースも多い。しかし、仮使用承認手続
	は煩雑で通常1~3か月を要するため、未入居部分に本来

必要のない暫定的な内装仕上げを施して完了検査を受けるという無駄を余儀なくされるとの指摘も踏まえ、消防設備や避難経路等についてはすべて完了し、テナント部分の一部の入居者が決まっていないことにより、壁や床などの内装のみ未完了である場合に限定するなどすれば、審査する項目も限定されることから、確認検査機関に仮使用承認を行わせることに大きな支障はないものと考えられる。

規制・制度改革 事項	環境に配慮した鉱業法制の見直し
規制・制度改革の概要	① 鉱業出願については、申請後数年経過しても申請中のまま処理されていない場合がある。このため、鉱業の特性に鑑み、関係者との調整、事業上の必要性等により、やむを得ないと考えられる場合を除き、鉱業権の設定許可については、原則として標準処理期間内に処理が行われるよう運用する。〈平成23年度措置〉 ② 鉱業権の設定に係る出願がなされ、標準処理期間を経過した後、なお、処理が行われていない場合であって、当該出願に係る区域内で大規模な都市開発事業など他の事業の実施に伴ってやむを得ず付随的に当該出願に係る鉱物の採掘を行う必要が生じた場合において、出願の状況、当該他の事業の状況、開示の必要性・妥当性、開示が出願人の競争上の地位等に与える影響等を総合的に考慮して、特に必要かつ適切と認められる場合には、当該他の事業を実施しようとする者に対し出願人名を開示するとともに、出願人に対し当該他の事業を実施しようとする者の情報を提供するよう運用を行う。〈平成23年度措置〉
所管省庁	経済産業省
当該規制・制度 改革事項に対す る分科会・WG の基本的考え方	<ul> <li>○ 通常は温泉水のみを利用し、メタンガスは大気放散されている例が多いが、CO2 の 20 倍を超える温室効果があるため、環境対応の観点からコージェネレーション設備により有効利用すべきものである。</li> <li>○ 温泉を掘削し、温泉付きマンションを開発する際の「温泉採掘に伴うメタンガス(可燃性天然ガス)の漏出であって、有効利用を行う場合は、鉱物の取得を目的としており、営利目的を持って土地から分離しているので鉱業法第7条にいう「掘採」に該当。このため、この場合は鉱業権を設定することが必要である。」という解釈であるならば、本件のように鉱業権の設定が鉱業出願の運用により事実上困難な場合には、温泉採掘に伴う温室効果の高いメタンガスの漏出分を大気放散することを経済産業省が誘導して</li> </ul>

- いることにもなりかねず、地球温暖化対策の観点からも有効利用することを阻害するものとなっており、環境政策的にも問題である。
- 石炭や鉄鉱石などの個体の鉱物と違い温泉という別の利用目的を持つ財産に付随して漏出されるメタンガス等の可燃性天然ガスの鉱業法上の取扱いについては、地球温暖化対策の観点も踏まえ、より合理的に行うべきである。
- 現状では鉱業権設定が許可されないと出願者の情報が公開されないため出願中の鉱業権の取扱いについて、出願者と調整もできないこととなっている。出願から許可までが短期間で行われるのであればまだしも、現状では、鉱業権(試掘権)の出願から鉱業権の設定までの処理期間に関する規定がないため、申請後数年経過しても利用目的が確定していないなどの理由で申請中のまま放置されているのが通例である。
- そのような長期間にわたり、鉱業権設定の出願中においても鉱業法第 27 条の優先権でその権利が保護されるということであれば、他者が所有する土地の合理的利用を制限する以上、その出願者に係る情報は、最低限、土地所有者等の利害関係者には、公開されるべきものであり、土地所有者において出願者と鉱業権の取扱いについて調整を可能とすべきである。

## 4-6. その他分野

## 【その他(その他) ①】

規制・制度改革事 項	食品添加物の指定手続の簡素化・迅速化
規制・制度改革事項 規制・制度改革の 概要	食品添加物の指定手続の簡素化・迅速化  ① 厚生労働省は国際汎用添加物 45 品目の内、いまだ食品健康影響評価の依頼を行っていない 9 品目の食品添加物について、早急に評価依頼資料を取りまとめ、食品安全委員会に正式に評価依頼を行う。食品安全委員会はこれを正式に受理し、審議を速やかに開始する。<平成 23 年 4 月中措置> ② 食品安全委員会は以下(1)、(2)の要件を満たす食品添加物の食品健康影響評価を行うに際しては、客観的かつ中立公正な評価による食品の安全性の確保を前提として、「JECFA の安全性評価が終了し、欧米諸国で長期間使用が認められているいわゆる国際汎用添加物(国際汎用香料を除く。)については、最新の科学的知見も調査した上で、原則として JECFA 及び欧米諸国で行われた評価書に基づく評価(評価書評価)を行う。」という「添加物に関する食品健康影響評価指針(平成 22 年 5 月食品安全委員会策定)」に記載する考え方を徹底する。<平成 23 年度中措置> (1)国際的に安全性評価が終了し、一定の範囲で安全
	性が確認されているもの (2)欧米で広く使用が認められており国際的必要性が 高いもの
	③ 食品安全委員会に正式な評価依頼をするために必要となる資料について、早期に食品安全委員会の評価プロセスに移行するためのより具体的なガイダンスを策定する。 〈平成23年度中措置〉 ④ 食品安全委員会事務局と厚生労働省の連携を強化するた
 所管省庁	めの具体策を策定する。<平成 23 年度中措置>  (1)③(4) 内閣府、厚生労働省  (2) 内閣府
7川官11万	①③④ 内阁府、序土力割有

当該規制・制度改 革事項に対する 分科会・WGの基 本的考え方

- 〇 我が国が国際汎用添加物 45 品目の承認に向けた取組を 開始してから既に8年が経過しているものの、いまだ 30 品目の承認にとどまっており、EUからは国際汎用添加 物の承認までのスピードの遅さについて改めて指摘され ているところである。
- 〇 このため、国際汎用添加物の承認手続の簡素化・迅速化 に向けたルール整備を行うべきである。
- 未承認の 15 品目が承認されることによって、輸入加工食品が多様化するとともに、我が国の食品メーカーにおいても使用可能添加物の選択肢の増加に資することとなる。